選　挙　の　記　録

令和６年 10 月 27 日執行

衆 議 院 議 員 総 選 挙
最高裁判所裁判官国民審査

秋田県選挙管理委員会

目　　次

No.	項目	頁
1　選挙の管理執行		
1	選挙期日	1
2	事務日程表	2
3	執行事務体制	9
4	候補者氏名等一覧	13
5	投票所、期日前投票所及びポスター掲示場の数	14
6	開閉時刻ごとの投票所数	15
7	投票所（期日前投票所含む）への移動支援	16
8	開票所	17
9	投票及び開票事務従事者数	18
2　衆議院議員総選挙		
10	選挙人名簿登録者数	19
11	投票結果	20
12	投票率の推移	23
13	年齢別投票率	24
14	期日前投票者数、不在者投票者数及び利用率の推移	25
15	都道府県別期日前投票利用率	26
16	期日前投票者数の中間状況	27
17	管理者別不在者投票者数	27
18	受理不受理別不在者投票者数	27
19	郵便投票者数及び利用率	28
20	代理投票	28
21	点字投票	28
22	仮投票	28
23	投票総数、無効投票数及び無効投票率	29
24	種類別無効投票数	30
25	小選挙区における候補者別得票数	31

No.	項目	頁
26	比例代表における党派別得票数	31
27	開票区別得票数	32
28	当選人（小選挙区）	34
29	選挙公報	35
30	個人演説会	35
31	新聞広告	35
32	政見放送	36
33	選挙運動用自動車	36
34	選挙運動用通常葉書	37
35	選挙運動用ビラ	37
36	選挙事務所の立札及び看板の類	37
37	選挙運動用自動車・船舶に取り付ける立札及び看板の類	37
38	個人演説会場の立札及び看板の類	37
39	選挙運動用ポスター	38
40	選挙運動に関する支出金額の制限額	38
3　最高裁判所裁判官国民審査		
41	審査に付される裁判官の氏名、任命年月日	39
42	投票結果	39
43	開票結果	39
4　明るい選挙の推進		
44	臨時啓発	42
附録		
	選挙公報及び審査公報	47

１　選挙の管理執行

１　選挙期日

国会		解散年月日	詔勅・詔書公示年月日	総選挙執行年月日	回数	解散の日から公示日までの間の日数
帝国議会	1			明治 23. 7. 1 (火)	第１回	
	2	明治 24.12.25		明治 25. 2.15 (月)	第２回	
	5	明治 26.12.30		明治 27. 3. 1 (木)	第３回	
	6	明治 27. 6. 3		明治 27. 9. 1 (土)	第４回	
	11	明治 30.12.25		明治 31. 3.15 (火)	第５回	
	12	明治 31. 6.10	明治 31. 7. 7	明治 31. 8.10 (水)	第６回	26 日
		任期満了	明治 35. 4.21	明治 35. 8.10 (日)	第７回	
	17	明治 35.12.28	明治 35.12.28	明治 36. 3. 1 (日)	第８回	0 日
	19	明治 36.12.11	明治 36.12.12	明治 37. 3. 1 (火)	第９回	0 日
		任期満了	明治 41. 4.10	明治 41. 5.15 (金)	第10回	
		〃	明治 45. 4.10	明治 45. 5.15 (水)	第11回	
	35	大正 3.12.25	大正 3.12.26	大正 4. 3.25 (木)	第12回	0 日
	38	大正 6. 1.25		大正 6. 4.20 (金)	第13回	
	42	大正 9. 2.26	大正 9. 3. 6	大正 9. 5.10 (土)	第14回	8 日
	48	大正 13. 1.31	大正 13. 2. 8	大正 13. 5.10 (土)	第15回	7 日
	54	昭和 3. 1.21	昭和 3. 1.21	昭和 3. 2.20 (月)	第16回	0 日
	57	昭和 5. 1.21	昭和 5. 1.21	昭和 5. 2.20 (木)	第17回	0 日
	60	昭和 7. 1.21	昭和 7. 1.21	昭和 7. 2.20 (土)	第18回	0 日
	68	昭和 11. 1.21	昭和 11. 1.21	昭和 11. 2.20 (木)	第19回	0 日
	70	昭和 12. 3.31	昭和 12. 3.31	昭和 12. 4.30 (金)	第20回	0 日
		任期満了	昭和 17. 4. 2	昭和 17. 4.30 (木)	第21回	
	89	昭和 20.12.18	昭和 21. 3.11	昭和 21. 4.10 (水)	第22回	82 日
	92	昭和 22. 3.31	昭和 22. 3.31	昭和 22. 4.25 (金)	第23回	0 日
国会	4	昭和 23.12.23	昭和 23.12.27	昭和 24. 1.23 (日)	第24回	3 日
	14	昭和 27. 8.28	昭和 27. 9. 5	昭和 27.10. 1 (水)	第25回	7 日
	15	昭和 28. 3.14	昭和 28. 3.24	昭和 28. 4.19 (日)	第26回	9 日
	21	昭和 30. 1.24	昭和 30. 2. 1	昭和 30. 2.27 (日)	第27回	7 日
	28	昭和 33. 4.25	昭和 33. 5. 1	昭和 33. 5.22 (木)	第28回	5 日
	36	昭和 35.10.24	昭和 35.10.30	昭和 35.11.20 (日)	第29回	5 日
	44	昭和 38.10.23	昭和 38.10.31	昭和 38.11.21 (木)	第30回	7 日
	54	昭和 41.12.27	昭和 42. 1. 8	昭和 42. 1.29 (日)	第31回	11 日
	62	昭和 44.12. 2	昭和 44.12. 7	昭和 44.12.27 (土)	第32回	4 日
	70	昭和 47.11.13	昭和 47.11.20	昭和 47.12.10 (日)	第33回	6 日
		任期満了	昭和 51.11.15	昭和 51.12. 7 (日)	第34回	
	88	昭和 54. 9. 7	昭和 54. 9.17	昭和 54.10. 7 (日)	第35回	9 日
	91	昭和 55. 5.19	昭和 55. 6. 2	昭和 55. 6.22 (日)	第36回	12 日
	100	昭和 58.11.28	昭和 58.12. 3	昭和 58.12.18 (日)	第37回	4 日
	105	昭和 61. 6. 2	昭和 61. 6.21	昭和 61. 7. 6 (日)	第38回	18 日
	117	平成 2. 1.24	平成 2. 2. 3	平成 2. 2.18 (日)	第39回	9 日
	126	平成 5. 6.18	平成 5. 7. 4	平成 5. 7.18 (日)	第40回	16 日
	137	平成 8. 9.27	平成 8.10. 8	平成 8.10.20 (日)	第41回	11 日
	147	平成 12. 6. 2	平成 12. 6.13	平成 12. 6.25 (日)	第42回	10 日
	158	平成 15.10.10	平成 15.10.28	平成 15.11. 9 (日)	第43回	17 日
	162	平成 17. 8. 8	平成 17. 8.30	平成 17. 9.11 (日)	第44回	21 日
	171	平成 21. 7.21	平成 21. 8.18	平成 21. 8.30 (日)	第45回	27 日
	181	平成 24.11.16	平成 24.12. 4	平成 24.12.16 (日)	第46回	17 日
	187	平成 26.11.21	平成 26.12. 2	平成 26.12.14 (日)	第47回	10 日
	194	平成 29. 9.28	平成 29.10.10	平成 29.10.22 (日)	第48回	11 日
	205	令和 3.10.14	令和 3.10.19	令和 3.10.31 (日)	第49回	4 日
	214	令和 6.10. 9	令和 6.10.15	令和 6.10.27 (日)	第50回	5 日

２　事務日程表

凡　例	（●…告示関係）
法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
在外規	在外選挙執行規則
公規	公職選挙執行規程
審	最高裁判所裁判官国民審査法
審令	最高裁判所裁判官国民審査法施行令
審規	最高裁判所裁判官国民審査執行規程
放送実施規程	政見放送及び経歴放送実施規程
郵特法	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律

月　日	曜日	期日前	法定期限等	処　理　事　項	
				県の事務	市町村の事務
		公示前の適宜な日		●選挙人名簿登録基準日及び登録日の告示(令14②) ○ポスター掲示場の区画数の通知(公規10の8②) ○ポスター掲示場設置数減少の協議が整った旨の通知(法144の2②) ●ポスターの掲示期間の告示(法144の2⑤) ○投票所開閉時刻の繰上げ繰下げの届出受理(法40②) ○政見放送について放送事業者との打合せ	○在外選挙人に対する郵便投票用紙等の郵送開始(任期満了日の前60日に当たる日又は解散の日から)(令65の11②、在外規23) ○ポスター掲示場設置数減少事前協議(法144の2②、公規10の8の2) ●ポスター掲示場設置場所の告示(法144の2④) ●投票所開閉時刻の繰上げ繰下げの告示（公示日でもよい）(法40②) ○投票所開閉時刻の繰上げ繰下げの届出(法40②)
10月2日	水	25		○投票用紙等印刷開始	
10月3日	木	24		○市町村選管委員長・職員会議開催	○市町村選管委員長・職員会議出席
10月4日	金	23		○立候補予定者・候補者届出予定政党等説明会開催 ○政見放送について放送事業者・候補者届出予定政党との打合せ ○立候補受付について地域振興局との打合せ	
10月8日	火	19		○投票用紙の仕分け・梱包作業	

月　日	曜日	期日前	法定期限等	処　理　事　項	
				県の事務	市町村の事務
10月9日	水	18		○投票用紙の仕分け・梱包作業 ○国民審査用紙印刷開始 ○選挙管理委員会の開催	
10月10日	木	17		○選挙管理委員会分室設置	
10月13日	日	14		○国民審査用紙の仕分け・梱包作業	
10月14日	月	13	○選挙人名簿選挙時登録基準日・登録日(法22③)	○投票用紙等の発送 ○選挙管理委員会開催 ○諸告示の準備完了 ○選挙人名簿登録者数の掌握 ○在外選挙人名簿登録者数の掌握 ○政見放送の日時の決定(放送実施規程13) ●地方自治法の規定に基づく選挙人総数の3分の1の数等の告示(地自法74⑤、76④等) ○立候補受付準備完了(リハーサル)	○投票用紙等の受領点検 ○選挙管理委員会開催 ○諸告示の準備完了 ○選挙人名簿選挙時登録(法22③) ○選挙人名簿登録者数の報告(令22①) ○在外選挙人名簿登録者数の報告(令23の16、22①) ○ポスター掲示場設置完了(法144の2①) ●地方自治法の規定に基づく選挙人総数の3分の1の数等の告示(地自法74⑤、76④等)
10月15日	火	12	◎衆議院議員総選挙の期日の公示(法31④) ◎国民審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名の告示(審5①) ○立候補届出期限(法86①②③) ○選挙運動の開始(法129) ○選挙公報掲載文申請期限(法168①)	○選挙期日の公示の確認 ○選挙期日の公示及び審査期日の告示等に関し市町村及び関係機関に通知 ○候補者届出の受理(選)(法86①②③) ○候補者届出について市町村及び関係機関に通知(令92①) ○審査に付される裁判官の氏名等を市町村に通知(審5の2③) ○名簿届出政党等の通知受領(比)(令92⑥)	○選挙期日の公示の確認 ●投票管理者、同職務代理者の選任告示(選)(比)(法37①③、令24③・25) ●期日前投票管理者及び同職務代理者の選任及び職務を行う日の告示(選)(比)(令49の7、25) ●投票所開閉時刻の繰上げ繰下げの告示(法40②) ○投票所開閉時刻の繰上げ繰下げの投票管理者への通知(法40②) ●開票管理者、同職務代理者の選任告示(法61①③、令67①⑦・68)

月　日	曜日	期日前	法定期限等	処　　理　　事　　項	
				県の事務	市町村の事務
10月15日	火	12	○政見放送申込期限(放送実施規程5④)	○名簿届出政党等を選挙分会長及び市町村選管に通知(比)(令92⑦) ○審査分会立会人の選任通知(審27④) ○選挙立会人の届出受付開始(法76・62、令82・69) ○選挙事務所の設置(異動)届の受付開始及び関係機関に通知(法130②) ○出納責任者の選任届出の受付及び関係機関に連絡(法180③) ○選挙運動事務員等の届出受付開始(法197の2⑤、令129⑨) ○選挙公報掲載文申請受付期日(法168①) ○政見放送申込期日(放送事業者受付)(放送実施規程5④) ○政見放送通知書を放送事業者に通知(放送実施規程5⑨) ○政見放送の放送順序のくじの実施(午後6時)及び通知(放送実施規程14①③) ○候補者の被選挙権の有無の調査開始(選)(法86の8) ○候補者の届出状況を総務省に報告(重複状況・通称認定状況確認) ●選挙長、同職務代理者の選任告示(令81) ●選挙分会長、同職務代理者の選任告示(比)(令81) ●審査分会長、同職務代理者の選任告示(審27②、審令15、令81) ●選挙運動に関する支出金額の制限額の告示(選)(法196) ●選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所、日時の告示(選)(比)(公規50②) ●名称等の掲示の順序のくじを行う場所、日時の告示(比)(法175③) ○名称等の掲示の掲載順序のくじの実施(比)(午後7時)(法175③、公規59①)	●投票所の告示(選)(比)(法41①) ●期日前投票所の告示(選)(比)(法48の2⑥、41①) ●二以上の期日前投票所を設けた場合の期日前投票所の開閉時間の繰り上げ繰り下げの告示及び期日前投票管理者への通知(法48の2⑥、40②) ●投票記載所の氏名等掲示の掲載順序のくじを行う場所、日時の告示(選)(公規62の2①) ○投票記載所(期日前投票・不在者投票を含む)の氏名等掲示の掲載順序のくじの実施(選)(法175③⑥) ●開票の場所、日時の告示(法64) ●開票立会人のくじを行う場所、日時の告示(法62⑥) ●審査に付される裁判官の氏名等掲示の場所の告示(審規2②) ○不在者投票用紙等の郵送開始(令53①、59の4④) ○候補者、名簿届出政党等及び審査に付される裁判官の氏名等通知受領(令92①⑥⑦、審5の2③) ○候補者、名簿届出政党等及び審査に付される裁判官の氏名等を投票管理者、開票管理者に通知(令92②⑧、審5の2④) ○投票立会人に選任通知(法38①) ○期日前投票立会人に選任通知(法48の2⑤、38①) ○投票立会人の氏名等を投票管理者に通知(令27) ○期日前投票立会人の氏名等を期日前投票管理者に通知(令49の7、27) ○開票立会人の届出受付開始(選)(比)(法62①) ○個人演説会、政党演説会、政党等演説会の開催申出受付開始(公営施設のみ)(法163)

月　日	曜日	期日前	法定期限等	処　理　事　項	
				県の事務	市町村の事務
10月15日	火	12		○名称等掲示のくじの順序の結果を市町村に通知(比)(公規59①) ●選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務を行う場所の告示(選)(比)(審)(公規4の2) ●選挙会、選挙分会及び審査分会の場所、日時の告示(法78、審34) ●選挙立会人のくじを行う場所、日時の告示(選)(比)(法76、62⑥) ●政見放送の順序のくじを行う場所、日時の告示(放送実施規程14①) ●候補者届出に関する告示及び報告(選)(法86⑬) ○選挙公報掲載順序のくじの実施(選)(午後5時30分)(法169⑥、公規50①) ○選挙公報掲載者数の通知受理(比) ○選挙公報掲載文受領(比)(法169②) ○審査公報掲載文受領(審)(審令25)	○ポスター掲示場にポスター掲示開始(各候補者)(法144の2⑤) ○名称等掲示のくじの順序の結果の通知受理(比)(公規59①) ○期日前投票所・不在者投票記載所の氏名等及び政党等の名称、略称等の掲示(選)(比)(法175②) ○期日前投票所・不在者投票記載所設置準備完了 ○氏名等の掲示の準備完了(審)(審令19①)
10月16日	水	11	○期日前投票の開始(選)(比)(法48の2) ○不在者投票の開始(選)(比)(法49) ○期日前投票の開始(審)(審16の2) ○不在者投票用紙等の請求交付の開始(審)(審令13) ○不在者投票の開始(審)(審令13) ○氏名等の掲示開始(審)(審令19)	○選挙公報掲載順序のくじの実施(比)(午後2時)(法169⑥、公規50①)	○期日前投票の開始(選)(比)(法48の2) ○不在者投票の開始(選)(比)(法49) ○期日前投票の開始(審)(審16の2) ○不在者投票用紙等の請求交付の開始(審)(審令13) ○不在者投票の開始(審)(審令13) ○氏名等の掲示開始(審)(審令19)
10月18日	金	9	○選挙公報掲載文中央選管からの送付期限(比)(法169②) ○審査公報掲載文中央選管からの送付期限(審)(審令25)	○投・開票物件印刷完了 ○選挙・審査公報の印刷開始(比)(審)(選) ○選挙・審査公報の印刷完了 ○選挙・審査公報の市町村・不在者投票施設への発送完了	○選挙・審査公報の受領点検

月　日	曜日	期日前	法定期限等	処　理　事　項	
				県の事務	市町村の事務
10月22日	火	5	○投票所告示期限(法41①) ○選挙・審査公報市町村送付期限(公規55①)(審規5)	○市町村選管委員会担当職員会議の開催(投開票事務関係)	○市町村選管委員会担当職員会議へ出席
10月23日	水	4	○郵便投票用紙等の請求期限(令59の4①) ○在外選挙人の郵便投票用紙等の請求期限(令65の11①) ○国審用郵便投票用紙等の請求期限(審令13) ○特定患者等の郵便投票用紙等の請求期限(郵特法3②)		
10月24日	木	3	○補充立候補届出期限(法86⑧) ○開票(選挙)立会人届出期限(法62①、76) ○投票立会人選任通知期限(法38①)	○補充立候補届出受付終了(選)(法86⑧) ○選挙立会人届出受付終了(選)(比)(法76、62①) ○補充立候補届出に関し総務省報告	○開票立会人届出受付終了(法62①)
10月25日	金	2	○選挙・審査公報配布期限(法170①、審令28) ○政見放送終了期限(放送実施規程12②)	○選挙立会人のくじの実施及び参会通知(法76・62②④⑤、公規4の4①) ○選挙長・選挙分会長に選挙立会人の氏名等通知 ○選挙・審査公報の配布状況の確認 ○投・開票速報受信リハーサル	○開票立会人のくじの実施及び参会通知(法62②④⑤) ○開票管理者に開票立会人の氏名等の通知(令70の2①) ○選挙・審査公報の配布完了を報告 ○投・開票速報リハーサル
10月26日	土	1	○期日前投票最終日(法48の2) ○不在者投票最終日(令56等) ○選挙運動最終日(法129) ○投票所入場券交付期限(令31)	○候補者の被選挙権調査の完了	○期日前投票・不在者投票終了 ○投票所設置準備完了 ○投票記載所の氏名等掲示等準備完了 ○開票所設置準備完了 ○投・開票事務打合会

月　日	曜日	期日前	法定期限等	処　理　事　項	
				県の事務	市町村の事務
10月27日	日	0	◎投票日	○当日有権者数の報告受理 ○推定投票率の受信(市町村) ○投票状況の総務省報告 ○投票結果の速報受信 ○投票結果の発表 ○投票結果の総務省報告 ○開票結果の速報受信 ※市の中間開票状況速報受信 ○開票結果の発表 ○開票結果の総務省報告 ○投開票結果集計表の印刷	○当日有権者数の報告 ○投票記載所に氏名等の掲示(選)(比)(審)(法175①、審令19) ○投票所内に政党等の名称、略称及び名簿登載者の氏名の掲示(比)(法175①) ○投票の執行 ○投票立会人の補充選任(法38②) ○推定投票率の速報(指定市町村) ○不在者投票の送致(令60②) ○在外投票を指定在外選挙投票区へ送致(令65の7②、65の12②、65の19②) ○不在者投票及び在外投票の受理不受理の決定(令63①、65の21) ○投票結果の速報 ○投票録の調製(法54) ○投票箱の送致(法55) ○開票の執行(法65、66) ○開票立会人の補充選任(法62⑨) ○開票結果の速報 ※市においては中間開票状況を速報 ○開票録の調製(法70) ○開票結果の文書報告準備 ○投票その他関係書類保存
10月28日	月	+1			○開票結果の文書報告の準備完了
10月29日	火	+2		○開票結果文書報告の受理点検 ○選挙長、選挙分会長及び審査分会長宛て開票結果の文書報告(法66③) ○選挙会、選挙分会及び審査分会提出書類の準備完了 ○当選証書、告知書の準備完了 ○選挙会、選挙分会及び審査分会の会場準備完了	○開票結果の文書報告

月　日	曜日	期日前	法定期限等	処　　理　　事　　項	
				県の事務	市町村の事務
10月30日	水	+3	◎選挙会 ◎選挙分会 ◎審査分会	○選挙会の開催(法80) ○選挙分会の開催(法80) ○審査分会の開催(審27) ○選挙立会人の補充選任(法76、62⑧) ○選挙録、選挙分会録及び審査分会録の調製 ○総務大臣宛て文書報告準備 ●当選人の決定、告知、告示(法101②) ○当選証書の付与(法105)	
10月31日	木	+4		○選挙結果を総務大臣宛て文書報告(法108①)	
11月11日	月	+15	○選挙運動収支報告書提出期限(法189①)	○収支報告書の受理、集計、公表作業の開始(法189①、192①)	
12月2日	月	+36		○選挙管理委員会分室閉鎖	

3　執行事務体制

（1）選挙長、選挙分会長及び同職務代理者

秋田県第１区選挙長　　竹　田　勝　美
同　　職務代理者　　萩　原　　圭

秋田県第２区選挙長　　加賀谷　七　重
同　　職務代理者　　柴　田　浩　憲

秋田県第３区選挙長　　竹　内　徳　幸
同　　職務代理者　　田　村　高　志

選　挙　分　会　長　　小　柳　公　成
同　　職務代理者　　伊　藤　由紀子

審　査　分　会　長　　萩　原　　圭
同　　職務代理者　　大　石　浩　司

（2）事務分担

担　当	担　当　事　項	事　務　の　概　要
選挙チーム	執行事務全般の調整に関する事項	1　執行事務の指導 2　総務省との連絡 3　市町村の事務指導 4　関係機関との連絡
	選挙管理委員会に関する事項	1　委員会の招集及び開催 2　提出案件の準備
	市町村選管の指導、監督に関する事項	1　管理執行事務の指導 2　諸告示実施状況の確認 3　市町村選管委員長職員会議の開催 4　選挙特報の発行 5　投・開票物件の作成及び配布
	執行事務計画及び告示に関する事項	1　担当別事務分担表の作成 2　執行事務日程表の作成 3　管理執行事務 4　各種会議等の会場の確保 5　立候補届出受付計画の立案 6　諸告示の実施
	候補者等に関する事項	1　政党への説明会の開催 2　立候補予定者説明会の開催 3　立候補受付関係物件の作成 4　候補者交付物件の作成
	個人演説会に関する事項	1　公営施設指定報告の処理
	期日前投票・不在者投票に関する事項	1　指定病院等で行う不在者投票事務の手引作成 2　期日前投票・不在者投票事務の指導
	投・開票の速報に関する事項	1　投・開票事務処理要領の立案及び作成 2　速報結果発表要領の立案及び作成 3　報道機関との打ち合わせ 4　投・開票速報物件の作成

担　　当	担　当　事　項	事　　務　　の　　概　　要
選挙チーム	開票結果報告に関する事項	1　開票結果報告文書の受理、点検
	選挙運動に関する収入・支出に関する事項	1　選挙運動に関する支出制限額の算出 2　収支報告に関する指導 3　収支報告書の受理、点検及び要旨の公表
	総務省への報告等に関する事項	1　総務省への報告要領の作成 2　報告書類の作成 3　速報の実施 4　選挙会の結果報告
	結果報告及び結果調に関する事項	1　結果報告書の立案及び通知 2　結果報告書の受理及びとりまとめ 3　総務省への結果報告 4　選挙結果調の編集、印刷及び配布
	関係機関との連絡に関する事項	1　報道機関との連絡 2　県警との情報交換 3　郵便局、日銀及び法務局との連絡 4　教育庁、市町村長等への協力依頼 5　投げ込み
	執行経費に関する事項	1　基数の照会及び報告のとりまとめ 2　執行経費の算定、内示、決定、交付、精算 3　執行経費の市町村への経理指導
	ポスター掲示場に関する事項	1　ポスター掲示場の減少協議の受理及び処理 2　ポスター掲示場の設置個所一覧表の作成 3　ポスター掲示場の掲示区画数の通知及び設置状況の確認
	投・開票に関する事項	1　投票時間の繰り上げ、繰り下げの届出の受理 2　開票の場所及び時刻の掌握
	選挙人名簿、在外選挙人名簿に関する事項	1　選挙人名簿、在外選挙人名簿の登録者数の受信計画の作成 2　選挙人名簿、在外選挙人名簿の登録者数の掌握、一覧表の作成 3　地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の３分の１の数及び50分の１の数の算出
	庶務に関する事項	1　一般庶務 2　諸物品の発注調達 3　供託物の保管
	当選人に関する事項	1　当選人の住所、氏名を県選管に報告 2　当選証書、告知書及び受領証等の作成
	選挙事務所及び出納責任者等に関する事項	1　選挙事務所設置（異動）届の受理、一覧表の作成及び関係機関への連絡 2　出納責任者選任（異動）届の受理、一覧表の作成及び関係機関への連絡 3　選挙運動事務員等の届出の受理
	啓発宣伝に関する事項	1　啓発計画の立案及び実施 2　啓発物件の発注、配布及び管理 3　各種の談話及び声明文の立案
	選挙会に関する事項 （財政チームの担当事項を除く。）	1　選挙会の次第及び提出資料等の準備 2　選挙録、選挙分会録の調製

担　　当	担　当　事　項	事　　務　　の　　概　　要
行政チーム	氏名掲示、点字投票に関する事項	1　投票記載所の氏名掲示用紙の作成及び掲示に関する指導 2　点字氏名表の作成及び配布並びに関係機関との連絡
調整・企画チーム	選挙公報に関する事項	1　立候補予定者への説明 2　発行計画の立案、印刷及び発送 3　掲載文の申請受理及び審査 4　掲載順序のくじの実施及び記録の作成 5　選挙公報・審査公報掲載文原稿受領 6　配布状況の確認
財政チーム	選挙会に関する事項 （選挙チームの担当事項を除く。）	1　候補者の被選挙権の調査 2　選挙立会人の届出の受理 3　選挙立会人のくじの実施 4　選挙立会人の選任及び参会通知
	投票用紙の印刷保管に関する事項	1　投票用紙等の印刷監視計画の立案 2　投票用紙等の配分及び輸送計画（出発式を含む。）の立案 3　投票用紙等の交付状況の確認 4　投票用紙等の管理
公営企業チーム	選挙公営に関する事項	1　立候補予定者への説明及び指導 2　契約届出書の受理 3　確認申請書の受理 4　確認書の交付 5　関係機関との連絡及び指導
	政見放送及び経歴放送に関する事項	1　政見放送取扱要領等の立案及び作成 2　関係放送事業者との打合会の開催 3　政党及び立候補予定者への説明及び指導 4　放送順序を決めるくじの実施及び記録の作成 5　放送事業者及び放送申込者との連絡 6　録画の立案、立ち会い

（3）立候補受付の業務分担

担　当	担　当　事　項	事　務　の　概　要
選挙チーム	全体総括	1　受付事務全般の指揮・補助 2　報道機関対応 3　リハーサルの進行 4　受付状況の記録、写真撮影 5　告示、関係機関との連絡調整
	政党交付物件に関する事項	1　政党交付物件及び関係書類の交付
行政チーム	物件交付に関する事項	1　候補者交付物件及び関係書類の交付
調整・企画チーム	抽選・案内に関する事項	1　届出人の案内 2　届出順位のくじの実施
財政チーム	選挙公報申請・諸届受付に関する事項	1　選挙公報に係る申請書の受理 2　選挙事務所設置届、出納責任者選任届及び選挙運動事務員等届の受理 3　ビラ審査結果の報告
	啓発に関する事項	1　白バラ交付の補助（明るい選挙推進協議会会長から交付）
公営企業チーム	審査に関する事項	1　届出内容の審査

（4）開票速報の業務分担

担　当	担　当　事　項	事　務　の　概　要
選挙チーム	全体総括	1　報告状況の進行管理 2　総務省への結果報告
	渉外に関する事項	1　市町村との連絡調整 2　報道機関対応
行政チーム	市町村報告の確認に関する事項	1　市町村報告の内容確認
調整・企画チーム	市町村報告の受信に関する事項	1　メールの受信確認 2　市町村報告の保存
財政チーム	集計に関する事項	1　市町村報告の集計
公営企業チーム	公表に関する事項	1　報道機関へのメール送信 2　県ホームページへの掲載

（5）分室の設置状況

＜第２区選挙区＞

名称：秋田県選挙管理委員会北秋田分室

場所：北秋田地域振興局内

＜第３区選挙区＞

名称：秋田県選挙管理委員会平鹿分室

場所：平鹿地域振興局内

４　候補者氏名等一覧

選挙区	届出	重複立候補	候補者氏名（戸籍名）（通称認定）	性別	年齢	党派名	新前元	職業
1	1	有	てらた　まなぶ 寺　田　学	男	48	立憲民主党	前	政党役員
1	2	有	まつうら　だいご 松　浦　大　悟 （松浦　だいご）	男	55	日本維新の会	新	無職
1	3	有	とがし　ひろゆき 冨　樫　博　之 （とがし　博之）	男	69	自由民主党	前	選挙区支部長
1	4		すずき　さとし 鈴　木　知 （鈴木　さとし）	男	47	日本共産党	新	政党役員
2	1	有	ふくはら　じゅんじ 福　原　淳　嗣 （福原　じゅんじ）	男	56	自由民主党	新	選挙区支部長
2	2	有	みどりかわ　たかし 緑　川　貴　士 （緑川　たかし）	男	39	立憲民主党	前	政党役員
2	3		やまうち　うめよし 山　内　梅　良	男	76	日本共産党	新	無職
3	1		ふじた　かずひさ 藤　田　和　久 （藤田　かずひさ）	男	75	日本共産党	新	無職
3	2	有	おがわ　のりよ 小　川　幾　代 （小川　のりよ）	女	39	立憲民主党	新	政党役員
3	3	有	むらおか　としひで 村　岡　敏　英 （村岡　としひで）	男	64	国民民主党	元	国民民主党秋田県総支部連合会代表
3	4	有	みのりかわ　のぶひで 御法川　信　英 （みのり川　信英）	男	60	自由民主党	前	自由民主党秋田県支部連合会会長

５　投票所、期日前投票所及びポスター掲示場の数

市町村名	投票所数（共通投票所を除く）			期日前投票所数			ポスター掲示場設置数		
	第50回	第49回	増減	第50回	第49回	増減	第50回	第49回	増減
秋田市	118	118	0	9	10	▲ 1	569	578	▲ 9
能代市	37	37	0	8	6	2	278	278	0
横手市	56	57	▲ 1	11	11	0	317	317	0
大館市	61	61	0	4	4	0	291	449	▲ 158
男鹿市	33	33	0	10	10	0	132	173	▲ 41
湯沢市	27	28	▲ 1	18	18	0	205	205	0
鹿角市	6	46	▲ 40	41	6	35	53	280	▲ 227
由利本荘市	69	70	▲ 1	15	15	0	371	374	▲ 3
潟上市	18	18	0	6	6	0	114	114	0
大仙市	67	67	0	24	22	2	496	496	0
北秋田市	36	37	▲ 1	5	5	0	265	274	▲ 9
にかほ市	18	18	0	3	3	0	127	127	0
仙北市	21	21	0	7	7	0	168	168	0
小坂町	10	10	0	2	2	0	48	48	0
上小阿仁村	8	8	0	1	1	0	50	50	0
藤里町	6	6	0	1	1	0	46	46	0
三種町	14	21	▲ 7	10	3	7	116	157	▲ 41
八峰町	8	8	0	2	2	0	47	49	▲ 2
五城目町	14	14	0	1	1	0	95	95	0
八郎潟町	1	1	0	1	1	0	9	9	0
井川町	5	5	0	1	1	0	37	37	0
大潟村	1	1	0	1	1	0	9	9	0
美郷町	17	21	▲ 4	3	3	0	108	109	▲ 1
羽後町	14	19	▲ 5	1	1	0	100	110	▲ 10
東成瀬村	8	8	0	1	1	0	43	43	0
計	673	733	▲ 60	186	141	45	4,094	4,595	▲ 501

市町村名	共通投票所数						増減
	第50回			第49回			
	単独	併設	計	単独	併設	計	
湯沢市	0	4	4	0	0	0	4
鹿角市	1	6	7	0	0	0	7
三種町	0	3	3	0	0	0	3
計	1	13	14	0	0	0	14

６　開閉時刻ごとの投票所数

市町村名	投票所数	時刻ごとの投票所数の内訳						
		開始時刻		閉鎖時刻				
		7:00	8:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
秋　田　市	118	118					32	86
能　代　市	37	37				14	23	
横　手　市	56	56				1	55	
大　館　市	61	61					61	
男　鹿　市	33	33					33	
湯　沢　市	27	27					27	
鹿　角　市	6	6					6	
由利本荘市	69	69		1		14	54	
潟　上　市	18	18					18	
大　仙　市	67	67					67	
北秋田市	36	36				12	24	
にかほ市	18	18				1	17	
仙　北　市	21	21					21	
小　坂　町	10	10			2		8	
上小阿仁村	8	8				1	7	
藤　里　町	6	6					6	
三　種　町	14	14				1	13	
八　峰　町	8	8					8	
五城目町	14	14				2	12	
八郎潟町	1	1					1	
井　川　町	5	5					5	
大　潟　村	1	1					1	
美　郷　町	17	17					17	
羽　後　町	14	14					14	
東成瀬村	8	8					8	
計	673	673	0	1	2	46	538	86

7　投票所（期日前投票所含む）への移動支援

市町村名	移動支援を実施した投票区数	支援の内容	利用者負担
横　手　市	56	路線バスの割引券（200円）２枚を投票所入場券に添付	無し
湯　沢　市	14	再編により廃止となった投票区の選挙人に対し、乗合タクシーの運賃を負担	無し
由利本荘市	1	平成30年度以降の再編により、投票所までの距離が３㎞以上となった地域において巡回バス（車）を運行	無し
にかほ市	8	一部の投票区において巡回バス（車）を運行	無し
藤　里　町	1	金沢地区において巡回バス（車）を運行	無し
三　種　町	14	投票のために町の巡回バス（車）を利用した場合は無料	無し
八　峰　町	2	投票所から３ｋｍ以上離れた地区において巡回バス（車）を運行	無し
八郎潟町	1	移動手段がない選挙人に対し、自宅から投票所までの送迎車を運行	無し
美　郷　町	4	令和５年の再編により投票所が変更になった選挙人に対し、旧投票所から新投票所への送迎車を運行	無し
羽　後　町	14	移動手段がない選挙人に対し、自宅から期日前投票所までの送迎車を運行	無し

８　開票所

（１）市部・町村部別開票所数

選挙別	市	町村	計	選挙別	市	町村	計
第22回	71	161	232	第37回	15	60	75
第23回	74	162	236	第38回	9	60	69
第24回	71	162	233	第39回	9	60	69
第25回	70	166	236	第40回	9	60	69
第26回	64	166	230	第41回	9	60	69
第27回	36	180	216	第42回	9	60	69
第28回	18	66	84	第43回	9	60	69
第29回	16	64	80	第44回	11	29	40
第30回	16	64	80	第45回	13	12	25
第31回	16	65	81	第46回	13	12	25
第32回	16	64	80	第47回	13	12	25
第33回	17	60	77	第48回	13	12	25
第34回	15	60	75	第49回	13	12	25
第35回	15	60	75	第50回	13	12	25
第36回	15	60	75				

（２）開票所使用施設

市町村名	施設名
秋田市	秋田市立体育館
能代市	能代第一中学校
横手市	横手体育館
大館市	大館市立比内体育館
男鹿市	男鹿市役所
湯沢市	湯沢市総合体育館
鹿角市	鹿角市記念スポーツセンター
由利本荘市	由利本荘市総合体育館
潟上市	潟上市市民センターかたりあん
大仙市	大曲体育館
北秋田市	北秋田市鷹巣体育館
にかほ市	にかほ市象潟公民館
仙北市	中川コミュニティセンター
小坂町	小坂町向陽体育館
上小阿仁村	上小阿仁開発センター
藤里町	藤里町総合開発センター
三種町	八竜体育館
八峰町	峰栄館
五城目町	五城目町役場
八郎潟町	八郎潟町農村環境改善センター
井川町	井川町役場
大潟村	大潟村村民センター
美郷町	美郷町公民館
羽後町	羽後町多目的研修集会施設
東成瀬村	東成瀬村防災情報センター

９　投票及び開票事務従事者数

（１）期日前投票所

市町村選管書記			市町村職員			その他			合計		
市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計
608	51	659	2,148	388	2,536	319	8	327	3,075	447	3,522

（２）投票所

市町村選管書記			市町村職員			その他			合計		
市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計
27	18	45	2,842	453	3,295	457	0	457	3,326	471	3,797

（３）共通投票所

市町村選管書記			市町村職員			その他			合計		
市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計
1	0	1	85	21	106	0	0	0	86	21	107

（４）開票所

市町村選管書記			市町村職員			その他			合計		
市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	計
81	92	173	1,666	405	2,071	17	3	20	1,764	500	2,264

２　衆議院議員総選挙

１０　選挙人名簿登録者数

基準日：令和６年１０月１４日

＜市町村別＞　　（単位：人）

市町村名	国内			在外			国内＋在外		
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	合計
秋　田　市	119,043	136,580	255,623	40	72	112	119,083	136,652	255,735
能　代　市	19,574	22,934	42,508	5	9	14	19,579	22,943	42,522
横　手　市	33,809	37,714	71,523	11	20	31	33,820	37,734	71,554
大　館　市	27,319	30,997	58,316	10	16	26	27,329	31,013	58,342
男　鹿　市	10,220	11,453	21,673	6	12	18	10,226	11,465	21,691
湯　沢　市	17,195	18,572	35,767	5	12	17	17,200	18,584	35,784
鹿　角　市	11,379	12,685	24,064	6	5	11	11,385	12,690	24,075
由利本荘市	29,924	32,383	62,307	15	27	42	29,939	32,410	62,349
潟　上　市	12,825	14,522	27,347	2	3	5	12,827	14,525	27,352
大　仙　市	30,534	34,871	65,405	9	19	28	30,543	34,890	65,433
北秋田市	11,871	13,386	25,257	12	10	22	11,883	13,396	25,279
にかほ市	9,458	10,224	19,682	2	3	5	9,460	10,227	19,687
仙　北　市	9,580	11,092	20,672	12	10	22	9,592	11,102	20,694
小　坂　町	1,852	2,174	4,026	1	1	2	1,853	2,175	4,028
上小阿仁村	844	910	1,754	0	1	1	844	911	1,755
藤　里　町	1,212	1,315	2,527	1	1	2	1,213	1,316	2,529
三　種　町	6,041	6,937	12,978	0	1	1	6,041	6,938	12,979
八　峰　町	2,687	2,964	5,651	0	2	2	2,687	2,966	5,653
五城目町	3,388	3,880	7,268	2	6	8	3,390	3,886	7,276
八郎潟町	2,140	2,575	4,715	0	1	1	2,140	2,576	4,716
井　川　町	1,775	2,050	3,825	0	1	1	1,775	2,051	3,826
大　潟　村	1,249	1,322	2,571	0	2	2	1,249	1,324	2,573
美　郷　町	7,312	8,244	15,556	2	5	7	7,314	8,249	15,563
羽　後　町	5,615	5,996	11,611	3	4	7	5,618	6,000	11,618
東成瀬村	978	1,017	1,995	0	0	0	978	1,017	1,995
計	377,824	426,797	804,621	144	243	387	377,968	427,040	805,008

＜小選挙区別＞　　（単位：人）

	国内			在外			国内＋在外		
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	合計
第１区	119,043	136,580	255,623	40	72	112	119,083	136,652	255,735
第２区	114,376	130,104	244,480	45	71	116	114,421	130,175	244,596
（市部）	93,188	105,977	199,165	41	55	96	93,229	106,032	199,261
（郡部）	21,188	24,127	45,315	4	16	20	21,192	24,143	45,335
第３区	144,405	160,113	304,518	59	100	159	144,464	160,213	304,677
（市部）	130,500	144,856	275,356	54	91	145	130,554	144,947	275,501
（郡部）	13,905	15,257	29,162	5	9	14	13,910	15,266	29,176

１１　投票結果

（１）小選挙区

＜市町村別＞

市町村名	当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（%）		
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	合計
秋　田　市	118,658	136,365	255,023	69,262	77,491	146,753	58.37	56.83	57.55
能　代　市	19,528	22,896	42,424	11,609	13,223	24,832	59.45	57.75	58.53
横　手　市	33,759	37,668	71,427	20,998	22,144	43,142	62.20	58.79	60.40
大　館　市	27,263	30,946	58,209	16,481	18,557	35,038	60.45	59.97	60.19
男　鹿　市	10,205	11,455	21,660	5,912	6,391	12,303	57.93	55.79	56.80
湯　沢　市	17,167	18,553	35,720	10,646	10,851	21,497	62.01	58.49	60.18
鹿　角　市	11,356	12,660	24,016	6,348	6,980	13,328	55.90	55.13	55.50
由利本荘市	29,867	32,343	62,210	18,756	19,706	38,462	62.80	60.93	61.83
潟　上　市	12,803	14,489	27,292	6,955	7,640	14,595	54.32	52.73	53.48
大　仙　市	30,454	34,823	65,277	19,385	20,987	40,372	63.65	60.27	61.85
北秋田市	11,861	13,374	25,235	7,351	8,066	15,417	61.98	60.31	61.09
にかほ市	9,446	10,212	19,658	5,986	6,314	12,300	63.37	61.83	62.57
仙　北　市	9,574	11,083	20,657	6,218	6,863	13,081	64.95	61.92	63.32
小　坂　町	1,849	2,172	4,021	1,227	1,378	2,605	66.36	63.44	64.78
上小阿仁村	844	905	1,749	657	632	1,289	77.84	69.83	73.70
藤　里　町	1,212	1,315	2,527	840	886	1,726	69.31	67.38	68.30
三　種　町	6,028	6,919	12,947	3,647	3,915	7,562	60.50	56.58	58.41
八　峰　町	2,679	2,958	5,637	1,626	1,710	3,336	60.69	57.81	59.18
五城目町	3,380	3,875	7,255	2,113	2,254	4,367	62.51	58.17	60.19
八郎潟町	2,132	2,571	4,703	1,379	1,533	2,912	64.68	59.63	61.92
井　川　町	1,771	2,050	3,821	1,140	1,231	2,371	64.37	60.05	62.05
大　潟　村	1,248	1,322	2,570	841	835	1,676	67.39	63.16	65.21
美　郷　町	7,300	8,230	15,530	4,787	5,021	9,808	65.58	61.01	63.16
羽　後　町	5,605	5,988	11,593	3,611	3,570	7,181	64.42	59.62	61.94
東成瀬村	978	1,016	1,994	724	731	1,455	74.03	71.95	72.97
計	376,967	426,188	803,155	228,499	248,909	477,408	60.62	58.40	**59.44**

＜小選挙区別＞

	当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（%）		
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	合計
第１区	118,658	136,365	255,023	69,262	77,491	146,753	58.37	56.83	57.55
第２区	114,159	129,907	244,066	68,126	75,231	143,357	59.68	57.91	58.74
（市部）	93,016	105,820	198,836	54,656	60,857	115,513	58.76	57.51	58.09
（郡部）	21,143	24,087	45,230	13,470	14,374	27,844	63.71	59.68	61.56
第３区	144,150	159,916	304,066	91,111	96,187	187,298	63.21	60.15	61.60
（市部）	130,267	144,682	274,949	81,989	86,865	168,854	62.94	60.04	61.41
（郡部）	13,883	15,234	29,117	9,122	9,322	18,444	65.71	61.19	63.34

（２）比例代表

＜市町村別＞

市町村名	当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（%）		
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	合計
秋田市	118,658	136,365	255,023	69,259	77,486	146,745	58.37	56.82	57.54
能代市	19,528	22,896	42,424	11,608	13,222	24,830	59.44	57.75	58.53
横手市	33,759	37,668	71,427	20,997	22,144	43,141	62.20	58.79	60.40
大館市	27,263	30,946	58,209	16,481	18,555	35,036	60.45	59.96	60.19
男鹿市	10,205	11,455	21,660	5,912	6,391	12,303	57.93	55.79	56.80
湯沢市	17,167	18,553	35,720	10,643	10,850	21,493	62.00	58.48	60.17
鹿角市	11,356	12,660	24,016	6,348	6,980	13,328	55.90	55.13	55.50
由利本荘市	29,867	32,343	62,210	18,756	19,705	38,461	62.80	60.93	61.82
潟上市	12,803	14,489	27,292	6,955	7,640	14,595	54.32	52.73	53.48
大仙市	30,454	34,823	65,277	19,383	20,984	40,367	63.65	60.26	61.84
北秋田市	11,861	13,374	25,235	7,347	8,063	15,410	61.94	60.29	61.07
にかほ市	9,446	10,212	19,658	5,986	6,314	12,300	63.37	61.83	62.57
仙北市	9,574	11,083	20,657	6,217	6,863	13,080	64.94	61.92	63.32
小坂町	1,849	2,172	4,021	1,227	1,378	2,605	66.36	63.44	64.78
上小阿仁村	844	905	1,749	657	632	1,289	77.84	69.83	73.70
藤里町	1,212	1,315	2,527	840	886	1,726	69.31	67.38	68.30
三種町	6,028	6,919	12,947	3,648	3,914	7,562	60.52	56.57	58.41
八峰町	2,679	2,958	5,637	1,626	1,710	3,336	60.69	57.81	59.18
五城目町	3,380	3,875	7,255	2,114	2,257	4,371	62.54	58.25	60.25
八郎潟町	2,132	2,571	4,703	1,379	1,533	2,912	64.68	59.63	61.92
井川町	1,771	2,050	3,821	1,140	1,231	2,371	64.37	60.05	62.05
大潟村	1,248	1,322	2,570	841	835	1,676	67.39	63.16	65.21
美郷町	7,300	8,230	15,530	4,787	5,021	9,808	65.58	61.01	63.16
羽後町	5,605	5,988	11,593	3,611	3,569	7,180	64.42	59.60	61.93
東成瀬村	978	1,016	1,994	724	731	1,455	74.03	71.95	72.97
計	376,967	426,188	803,155	228,486	248,894	477,380	60.61	58.40	**59.44**

＜小選挙区別＞

	当日有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（%）		
	男	女	小計	男	女	小計	男	女	合計
第１区	118,658	136,365	255,023	69,259	77,486	146,745	58.37	56.82	57.54
第２区	114,159	129,907	244,066	68,123	75,227	143,350	59.67	57.91	58.73
（市部）	93,016	105,820	198,836	54,651	60,851	115,502	58.75	57.50	58.09
（郡部）	21,143	24,087	45,230	13,472	14,376	27,848	63.72	59.68	61.57
第３区	144,150	159,916	304,066	91,104	96,181	187,285	63.20	60.14	61.59
（市部）	130,267	144,682	274,949	81,982	86,860	168,842	62.93	60.04	61.41
（郡部）	13,883	15,234	29,117	9,122	9,321	18,443	65.71	61.19	63.34

【参考】都道府県別投票率（小選挙区）

都道府県名	投票率（%）			順位	前回（R3）投票率（%）	前回比
	男	女	計		計	計
北海道	56.98	55.43	56.15	12	58.79	-2.64
青森県	52.67	50.68	51.61	38	52.93	-1.32
岩手県	56.50	54.68	55.55	16	60.38	-4.83
宮城県	52.84	51.53	52.16	32	55.87	-3.71
秋田県	60.62	58.40	59.44	2	58.24	1.20
山形県	62.06	59.68	60.82	1	64.34	-3.52
福島県	54.39	53.49	53.93	24	58.01	-4.08
茨城県	52.92	51.98	52.45	31	52.54	-0.09
栃木県	51.14	49.35	50.24	43	53.06	-2.82
群馬県	50.65	49.22	49.92	46	53.89	-3.97
埼玉県	51.83	50.47	51.14	40	53.97	-2.83
千葉県	52.43	51.85	52.14	33	53.64	-1.50
東京都	56.28	55.85	56.06	13	57.21	-1.15
神奈川県	54.75	54.32	54.53	22	56.29	-1.76
新潟県	60.08	57.14	58.56	3	63.16	-4.60
富山県	55.66	53.78	54.69	21	55.68	-0.99
石川県	55.81	54.44	55.09	19	57.13	-2.04
福井県	58.32	56.52	57.39	7	57.77	-0.38
山梨県	56.93	56.61	56.76	10	60.57	-3.81
長野県	58.33	56.15	57.21	8	59.77	-2.56
岐阜県	56.25	54.58	55.39	18	58.10	-2.71
静岡県	55.90	55.29	55.59	15	54.81	0.78
愛知県	55.39	53.61	54.50	23	55.97	-1.47
三重県	56.50	55.94	56.21	11	56.17	0.04
滋賀県	55.67	54.23	54.93	20	57.33	-2.40
京都府	54.07	52.28	53.12	27	56.32	-3.20
大阪府	52.40	52.80	52.61	29	56.20	-3.59
兵庫県	54.01	53.36	53.67	25	54.29	-0.62
奈良県	59.17	57.89	58.49	4	59.13	-0.64
和歌山県	57.65	56.18	56.87	9	58.24	-1.37
鳥取県	57.88	58.30	58.10	6	58.16	-0.06
島根県	59.11	57.25	58.14	5	61.55	-3.41
岡山県	50.26	50.22	50.24	43	50.94	-0.70
広島県	49.01	47.84	48.40	47	52.13	-3.73
山口県	52.01	52.12	52.07	34	49.67	2.40
徳島県	51.38	50.30	50.81	41	53.86	-3.05
香川県	53.37	52.54	52.94	28	56.09	-3.15
愛媛県	52.38	51.56	51.95	37	54.98	-3.03
高知県	50.81	53.00	51.97	36	57.34	-5.37
福岡県	51.55	51.63	51.59	39	52.12	-0.53
佐賀県	56.44	55.59	55.99	14	58.49	-2.50
長崎県	52.82	52.18	52.48	30	56.89	-4.41
熊本県	52.63	51.56	52.06	35	56.40	-4.34
大分県	55.56	55.30	55.42	17	57.26	-1.84
宮崎県	50.91	50.35	50.61	42	53.66	-3.05
鹿児島県	54.22	52.85	53.49	26	57.71	-4.22
沖縄県	49.95	49.97	49.96	45	54.90	-4.94
計	54.30	53.42	53.85		55.93	-2.08

１２　投票率の推移

回数	総選挙執行年月日	投票率（%）			順位
		男	女	平均	
第22回	昭和　21. 4.10　(水)	82.63	70.88	76.13	14
第23回	昭和　22. 4.25　(金)	74.47	57.64	65.69	24
第24回	昭和　24. 1.23　(日)	83.76	69.87	76.58	12
第25回	昭和　27.10. 1　(水)	82.08	72.12	76.91	11
第26回	昭和　28. 4.19　(日)	83.44	75.44	79.29	7
第27回	昭和　30. 2.27　(日)	85.93	78.61	82.12	**1**
第28回	昭和　33. 5.22　(木)	82.94	76.77	79.71	6
第29回	昭和　35.11.20　(日)	78.97	74.00	76.35	13
第30回	昭和　38.11.21　(木)	79.29	78.91	79.09	8
第31回	昭和　42. 1.29　(日)	80.81	81.90	81.40	2
第32回	昭和　44.12.27　(土)	73.10	76.08	74.69	16
第33回	昭和　47.12.10　(日)	73.17	78.09	75.79	15
第34回	昭和　51.12. 7　(日)	76.72	78.41	77.62	9
第35回	昭和　54.10. 7　(日)	77.98	76.96	77.44	10
第36回	昭和　55. 6.22　(日)	80.78	80.19	80.47	5
第37回	昭和　58.12.18　(日)	72.48	74.02	73.29	18
第38回	昭和　61. 7. 6　(日)	80.84	81.61	81.25	3
第39回	平成　 2. 2.18　(日)	79.22	81.73	80.55	4
第40回	平成　 5. 7.18　(日)	74.59	74.49	74.54	17
第41回	平成　 8.10.20　(日)	68.13	66.57	67.30	22
第42回	平成　12. 6.25　(日)	70.86	69.48	70.13	21
第43回	平成　15.11. 9　(日)	67.57	66.00	66.74	23
第44回	平成　17. 9.11　(日)	71.33	69.96	70.60	20
第45回	平成　21. 8.30　(日)	74.65	72.08	73.27	19
第46回	平成　24.12.16　(日)	65.23	61.47	63.22	25
第47回	平成　26.12.14　(日)	57.81	54.02	55.78	**29**
第48回	平成　29.10.22　(日)	61.53	59.73	60.57	26
第49回	令和　 3.10.31　(日)	59.32	57.30	58.24	28
第50回	令和　 6.10.27　(日)	60.62	58.40	59.44	27
前回との比較		1.30	1.10	1.20	

１３　年齢別投票率

年齢	有権者数（人）			投票者数（人）			投票率（%）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
18	229	236	465	120	116	236	52.40	49.15	50.75
19	223	218	441	60	62	122	26.91	28.44	27.66
小計	452	454	906	180	178	358	39.82	39.21	39.51
20	217	176	393	46	53	99	21.20	30.11	25.19
21	207	194	401	59	70	129	28.50	36.08	32.17
22	205	191	396	81	77	158	39.51	40.31	39.90
23	215	152	367	83	61	144	38.60	40.13	39.24
24	214	197	411	92	101	193	42.99	51.27	46.96
小計	1,058	910	1,968	361	362	723	34.12	39.78	36.74
25	214	174	388	82	86	168	38.32	49.43	43.30
26	214	177	391	95	95	190	44.39	53.67	48.59
27	190	153	343	87	70	157	45.79	45.75	45.77
28	186	180	366	84	97	181	45.16	53.89	49.45
29	243	172	415	119	86	205	48.97	50.00	49.40
小計	1,047	856	1,903	467	434	901	44.60	50.70	47.35
30	224	188	412	122	101	223	54.46	53.72	54.13
31	221	171	392	111	87	198	50.23	50.88	50.51
32	225	180	405	108	98	206	48.00	54.44	50.86
33	206	186	392	102	107	209	49.51	57.53	53.32
34	232	182	414	128	88	216	55.17	48.35	52.17
小計	1,108	907	2,015	571	481	1,052	51.53	53.03	52.21
35	219	215	434	104	118	222	47.49	54.88	51.15
36	250	220	470	135	123	258	54.00	55.91	54.89
37	242	244	486	116	139	255	47.93	56.97	52.47
38	283	250	533	133	135	268	47.00	54.00	50.28
39	283	273	556	146	144	290	51.59	52.75	52.16
小計	1,277	1,202	2,479	634	659	1,293	49.65	54.83	52.16
40	273	291	564	153	163	316	56.04	56.01	56.03
41	299	300	599	167	164	331	55.85	54.67	55.26
42	311	285	596	163	154	317	52.41	54.04	53.19
43	323	312	635	175	188	363	54.18	60.26	57.17
44	344	315	659	189	195	384	54.94	61.90	58.27
小計	1,550	1,503	3,053	847	864	1,711	54.65	57.49	56.04
45	339	295	634	182	177	359	53.69	60.00	56.62
46	374	353	727	208	206	414	55.61	58.36	56.95
47	393	383	776	230	246	476	58.52	64.23	61.34
48	425	419	844	264	256	520	62.12	61.10	61.61
49	389	402	791	220	243	463	56.56	60.45	58.53
小計	1,920	1,852	3,772	1,104	1,128	2,232	57.50	60.91	59.17
50	431	361	792	289	219	508	67.05	60.66	64.14
51	399	386	785	234	242	476	58.65	62.69	60.64
52	433	381	814	283	245	528	65.36	64.30	64.86
53	417	370	787	267	244	511	64.03	65.95	64.93
54	397	406	803	261	258	519	65.74	63.55	64.63
小計	2,077	1,904	3,981	1,334	1,208	2,542	64.23	63.45	63.85
55	357	400	757	252	273	525	70.59	68.25	69.35
56	394	358	752	267	249	516	67.77	69.55	68.62
57	365	408	773	236	282	518	64.66	69.12	67.01
58	325	283	608	219	220	439	67.38	77.74	72.20
59	363	371	734	252	263	515	69.42	70.89	70.16
小計	1,804	1,820	3,624	1,226	1,287	2,513	67.96	70.71	69.34
60	374	369	743	254	272	526	67.91	73.71	70.79
61	376	378	754	258	253	511	68.62	66.93	67.77
62	369	416	785	277	300	577	75.07	72.12	73.50
63	391	401	792	292	300	592	74.68	74.81	74.75
64	413	408	821	291	321	612	70.46	78.68	74.54
小計	1,923	1,972	3,895	1,372	1,446	2,818	71.35	73.33	72.35
65	397	414	811	272	299	571	68.51	72.22	70.41
66	331	396	727	243	290	533	73.41	73.23	73.31
67	383	407	790	302	307	609	78.85	75.43	77.09
68	353	423	776	277	329	606	78.47	77.78	78.09
69	374	443	817	279	339	618	74.60	76.52	75.64
小計	1,838	2,083	3,921	1,373	1,564	2,937	74.70	75.08	74.90
70	420	453	873	319	337	656	75.95	74.39	75.14
71	401	478	879	290	356	646	72.32	74.48	73.49
72	433	481	914	318	358	676	73.44	74.43	73.96
73	413	465	878	297	344	641	71.91	73.98	73.01
74	491	530	1,021	367	388	755	74.75	73.21	73.95
小計	2,158	2,407	4,565	1,591	1,783	3,374	73.73	74.08	73.91
75	512	561	1,073	372	413	785	72.66	73.62	73.16
76	399	505	904	310	360	670	77.69	71.29	74.12
77	401	531	932	287	385	672	71.57	72.50	72.10
78	240	277	517	178	190	368	74.17	68.59	71.18
79	195	305	500	145	215	360	74.36	70.49	72.00
小計	1,747	2,179	3,926	1,292	1,563	2,855	73.96	71.73	72.72
80～	2,465	4,881	7,346	1,446	2,081	3,527	58.66	42.63	48.01
合計	22,424	24,930	47,354	13,798	15,038	28,836	61.53	60.32	60.89

※小選挙区の投票率。各市町村が任意の投票区を抽出して集計したものであり県全体の投票率とは一致しない。

１４　期日前投票者数、不在者投票者数及び利用率の推移

（１）選挙区

回数	投票者数（人）	期日前投票者数（人）	期日前投票利用率（%）	不在者投票者数（人）	不在者投票利用率（%）	期日前・不在者投票者数（人）	利用率（%）
第25回	517,824	—	—	5,699	1.10	5,699	1.10
第26回	552,532	—	—	8,338	1.51	8,338	1.51
第27回	590,697	—	—	8,409	1.42	8,409	1.42
第28回	600,985	—	—	8,681	1.44	8,681	1.44
第29回	592,097	—	—	10,691	1.81	10,691	1.81
第30回	617,302	—	—	15,451	2.50	15,451	2.50
第31回	636,837	—	—	19,762	3.10	19,762	3.10
第32回	627,871	—	—	19,452	3.10	19,452	3.10
第33回	651,353	—	—	29,415	4.52	29,415	4.52
第34回	690,632	—	—	29,960	4.34	29,960	4.34
第35回	706,670	—	—	23,989	3.39	23,989	3.39
第36回	738,780	—	—	30,108	4.08	30,108	4.08
第37回	686,349	—	—	25,723	3.75	25,723	3.75
第38回	763,141	—	—	30,802	4.04	30,802	4.04
第39回	757,754	—	—	39,341	5.19	39,341	5.19
第40回	705,720	—	—	29,876	4.23	29,876	4.23
第41回	647,610	—	—	29,993	4.63	29,993	4.63
第42回	679,489	—	—	49,116	7.23	49,116	7.23
第43回	644,127	—	—	70,118	10.89	70,118	10.89
第44回	677,737	115,712	17.07	6,547	0.97	122,259	18.04
第45回	683,326	207,477	30.36	6,155	0.90	213,632	31.26
第46回	575,047	203,584	35.40	5,691	0.99	209,275	36.39
第47回	498,445	220,279	44.19	5,184	1.04	225,463	45.23
第48回	535,409	282,878	52.83	4,553	0.85	287,431	53.68
第49回	489,000	273,522	55.93	3,572	0.73	277,094	56.67
第50回	477,408	287,906	60.31	3,173	0.66	291,079	60.97

（２）比例代表

回数	投票者数（人）	期日前投票者数（人）	期日前投票利用率（%）	不在者投票者数（人）	不在者投票利用率（%）	期日前・不在者投票者数（人）	利用率（%）
第50回	477,380	287,893	60.31	3,164	0.66	291,057	60.97

１５　都道府県別期日前投票利用率

都道府県名	投票者数（人）	期日前投票者数（人）	期日前投票利用率（%）	順位
北　海　道	2,455,318	854,306	34.79	41
青　森　県	534,616	231,340	43.27	20
岩　手　県	555,935	244,791	44.03	14
宮　城　県	990,043	366,054	36.97	35
秋　田　県	477,408	287,906	60.31	1
山　形　県	529,927	229,351	43.28	19
福　島　県	821,113	394,342	48.03	3
茨　城　県	1,245,954	577,026	46.31	6
栃　木　県	802,522	303,195	37.78	32
群　馬　県	789,170	294,197	37.28	34
埼　玉　県	3,138,126	999,930	31.86	46
千　葉　県	2,739,688	987,895	36.06	38
東　京　都	6,465,382	2,192,886	33.92	44
神　奈　川　県	4,202,787	1,360,667	32.38	45
新　潟　県	1,064,196	412,716	38.78	28
富　山　県	468,412	177,062	37.80	31
石　川　県	509,466	249,943	49.06	2
福　井　県	356,386	160,073	44.92	9
山　梨　県	382,371	168,899	44.17	12
長　野　県	968,932	411,889	42.51	22
岐　阜　県	894,320	382,490	42.77	21
静　岡　県	1,658,912	581,805	35.07	40
愛　知　県	3,314,803	1,205,045	36.35	37
三　重　県	810,845	305,626	37.69	33
滋　賀　県	630,195	243,947	38.71	30
京　都　府	1,097,492	376,563	34.31	42
大　阪　府	3,821,158	1,203,390	31.49	47
兵　庫　県	2,413,980	825,140	34.18	43
奈　良　県	649,569	238,246	36.68	36
和　歌　山　県	440,138	208,318	47.33	4
鳥　取　県	262,389	104,525	39.84	26
島　根　県	314,937	139,621	44.33	10
岡　山　県	770,218	334,728	43.46	17
広　島　県	1,100,623	391,917	35.61	39
山　口　県	573,992	222,592	38.78	28
徳　島　県	305,606	120,951	39.58	27
香　川　県	418,963	170,275	40.64	24
愛　媛　県	574,182	248,767	43.33	18
高　知　県	299,048	125,659	42.02	23
福　岡　県	2,166,759	863,434	39.85	25
佐　賀　県	369,608	161,434	43.68	15
長　崎　県	565,044	263,457	46.63	5
熊　本　県	741,999	338,108	45.57	7
大　分　県	515,041	234,104	45.45	8
宮　崎　県	444,112	193,800	43.64	16
鹿　児　島　県	697,049	308,104	44.20	11
沖　縄　県	587,009	258,936	44.11	13
計	55,935,743	20,955,450	37.46	

１６　期日前投票者数の中間状況

区分	期日前投票者数（人）		
	選挙期日の７日前(R6.10.20)	選挙期日の２日前(R6.10.25)	最終日(R6.10.26)
第１区	17,039	62,925	76,419
第２区	22,532	73,916	91,119
第３区	30,645	97,172	120,368
計	70,216	234,013	287,906

※小選挙区の投票者数。

１７　管理者別不在者投票者数

上段：％　下段：人

管理者別／選挙別	選挙人の属する市区町村の選管委員長に対してなしたもの	選挙人が所在・居住する地の市区町村の選管委員長に対してなしたもの	船長に対してなしたもの	病院院長、老人ホームの長、国立保養所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長等に対してなしたもの	刑事施設の長又は警察留置場の留置業務管理者に対してなしたもの	少年院の長又は婦人補導院の長に対してなしたもの	特定国外派遣組織の長に対してなしたもの	南極地域調査組織の長に対してなしたもの	合計
小選挙区	(1.92)	(13.80)	(0.00)	(83.95)	(0.29)	(0.00)	(0.03)	(0.00)	(100)
	59	423	0	2,573	9	0	1	0	3,065
比例代表	(1.93)	(13.84)	(0.00)	(83.90)	(0.29)	(0.00)	(0.03)	(0.00)	(100)
	59	423	0	2,564	9	0	1	0	3,056

※郵便投票は含まれないため、不在者投票総数とは一致しない。

１８　受理不受理別不在者投票者数

上段：％　下段：人

受理不受理別／選挙別	投票管理者において受理と決定し、かつ、拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合　計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
小選挙区	(99.94)	(0.03)	(0.03)	(0.06)	(100.00)
	3,171	1	1	2	3,173
比例代表	(99.94)	(0.03)	(0.03)	(0.06)	(100.00)
	3,162	1	1	2	3,164

１９　郵便等投票者数及び利用率

（小選挙区）

投票者数（人）	不在者投票者数（人）	郵便投票者数（人）	利用率（%）	
（A）	（B）	（C）	(B)/(A)*100	(C)/(B)*100
477,408	3,173	142	0.66	4.48

（比例代表）

投票者数（人）	不在者投票者数（人）	郵便投票者数（人）	利用率（%）	
（A）	（B）	（C）	(B)/(A)*100	(C)/(B)*100
477,380	3,164	142	0.66	4.49

２０　代理投票

回数	代理投票数	適用率(%)	回数	代理投票数	適用率(%)	回数	代理投票数	適用率(%)
第25回	281	0.05	第34回	2,786	0.40	第43回	3,054	0.47
第26回	5,229	0.95	第35回	2,295	0.32	第44回	2,773	0.41
第27回	1,978	0.33	第36回	3,161	0.43	第45回	1,695	0.25
第28回	5,381	0.90	第37回	2,037	0.30	第46回	2,320	0.40
第29回	4,944	0.83	第38回	2,975	0.39	第47回	1,978	0.40
第30回	5,614	0.91	第39回	2,480	0.33	第48回	1,969	0.37
第31回	3,993	0.63	第40回	3,174	0.45	第49回	1,800	0.37
第32回	3,216	0.51	第41回	3,858	0.60	第50回	1,542	0.32
第33回	3,285	0.50	第42回	4,280	0.63			

※適用率＝代理投票数／投票者数

２１　点字投票

回数	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回
点字投票数	63	59	75	63	56	63	65	62
回数	第33回	第34回	第35回	第36回	第37回	第38回	第39回	第40回
点字投票数	65	91	61	70	65	83	75	56
回数	第41回	第42回	第43回	第44回	第45回	第46回	第47回	第48回
点字投票数	55	52	57	64	63	38	34	40
回数	第49回	第50回						
点字投票数	32	30						

２２　仮投票

投票管理者が一定の事由に基づき投票を拒否した場合において、選挙人がこれに不服があるとき又は投票することについて投票立会人に異議があるときは、選挙人に対し仮投票をさせることになっている。今回の総選挙での仮投票者はいなかった。

２３　投票総数、無効投票数及び無効投票率

回数	選挙区別	投票総数	無効投票数	無効投票率（%）
第23回	1区	205,865	3,797	1.84
	2区	200,411	3,148	1.57
	計	406,276	6,945	1.71
第24回	1区	253,422	5,969	2.36
	2区	235,137	4,539	1.93
	計	488,559	10,508	2.15
第25回	1区	276,373	5,178	1.87
	2区	257,853	3,680	1.43
	計	534,226	8,858	1.66
第26回	1区	288,911	3,207	1.11
	2区	263,601	2,282	0.87
	計	552,512	5,489	0.99
第27回	1区	319,537	3,650	1.14
	2区	271,138	2,620	0.97
	計	590,675	6,270	1.06
第28回	1区	318,361	2,949	0.93
	2区	282,512	2,610	0.92
	計	600,873	5,559	0.93
第29回	1区	311,160	4,549	1.46
	2区	280,804	3,912	1.39
	計	591,964	8,461	1.43
第30回	1区	339,652	4,834	1.42
	2区	277,470	3,287	1.18
	計	617,122	8,121	1.32
第31回	1区	366,884	5,089	1.39
	2区	269,695	3,880	1.44
	計	636,579	8,969	1.41
第32回	1区	363,411	3,592	0.99
	2区	264,032	4,092	1.55
	計	627,443	7,684	1.22
第33回	1区	374,845	4,138	1.10
	2区	276,218	4,822	1.75
	計	651,063	8,960	1.38
第34回	1区	403,735	4,368	1.08
	2区	286,686	3,982	1.39
	計	690,421	8,350	1.21
第35回	1区	398,794	3,784	0.95
	2区	307,759	4,350	1.41
	計	706,553	8,134	1.15
第36回	1区	424,036	11,968	2.82
	2区	314,545	10,619	3.38
	計	738,581	22,587	3.06
第37回	1区	396,906	3,654	0.92
	2区	289,394	3,595	1.24
	計	686,300	7,249	1.06
第38回	1区	436,203	10,126	2.32
	2区	326,776	7,877	2.41
	計	762,979	18,003	2.36
第39回	1区	438,026	3,180	0.73
	2区	319,677	2,949	0.92
	計	757,703	6,129	0.81
第40回	1区	401,364	6,206	1.55
	2区	307,501	4,023	1.31
	計	708,865	10,229	1.44
第41回	1区	214,406	5,073	2.37
	2区	163,038	5,284	3.24
	3区	270,143	9,392	3.48
	計	647,587	19,749	3.05
第42回	1区	234,772	3,410	1.45
	2区	167,889	3,192	1.90
	3区	276,793	6,652	2.40
	計	679,454	13,254	1.95
第43回	1区	160,454	4,996	3.11
	2区	208,860	5,133	2.45
	3区	274,775	5,065	1.84
	計	644,089	15,194	2.36
第44回	1区	177,242	3,496	1.97
	2区	218,642	3,356	1.53
	3区	281,840	5,373	1.91
	計	677,724	12,225	1.80
第45回	1区	183,079	3,575	1.95
	2区	223,207	2,950	1.32
	3区	277,027	5,041	1.82
	計	683,313	11,566	1.69
第46回	1区	159,724	2,676	1.68
	2区	182,609	4,405	2.41
	3区	232,706	5,059	2.17
	計	575,039	12,140	2.11
第47回	1区	143,488	2,298	1.60
	2区	153,623	3,629	2.36
	3区	201,324	4,412	2.19
	計	498,435	10,339	2.07
第48回	1区	150,994	3,117	2.06
	2区	165,941	4,301	2.59
	3区	218,465	6,013	2.75
	計	535,400	13,431	2.51
第49回	1区	152,407	2,081	1.37
	2区	158,327	2,537	1.60
	3区	179,060	6,208	3.47
	計	489,794	10,826	2.21
第50回	1区	146,752	2,110	1.44
	2区	143,356	2,756	1.92
	3区	187,295	2,967	1.58
	計	477,403	7,833	1.64

２４　種類別無効投票数

（小選挙区）

区分	所定の用紙を用いないもの	候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの	候補者届出政党の届出要件に該当していなかつた政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該候補者届出政党に所属する者でなくなつた旨の届出がされた候補者又は候補者届出政党が一の選挙区において重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの	二人以上の候補者の氏名を記載したもの	被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの	候補者の氏名のほか、他事を記載したもの	候補者の氏名を自書しないもの	候補者の何人を記載したかを確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの	合計
票数	0	604	0	28	0	341	0	246	3,705	2,302	607	7,833

（比例代表）

区分	所定の用紙を用いないもの	衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの	その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの	衆議院名簿届出要件に該当していなかつた政党その他の政治団体又は一つの選挙区において衆議院名簿を重ねて届け出ている政党	衆議院名簿登録者の全員につき、抹消の事由が生じており又は除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなつた旨の届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称又は略称を記載したもの	二以上の衆議院名簿届政党等の名称又は略称を記載したもの	衆議院名簿届出政党等の名称及び略称のほか他事を記載したもの	衆議院名簿届出政党等の名称又は略称を自書しないもの	衆議院名簿届出政党等のいずれを記載したか確認し難いもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの	合計
票数	0	1,042	0	0	63	103	0	609	8,095	4,147	1,042	15,101

２５　小選挙区における候補者別得票数

	届出順	当落の別	候補者氏名（通称認定）	党　派	得票数	有効得票総数	法定得票数	供託物没収点
第1区	1	比例	寺　田　学	立憲民主党	59,515	144,642	24,107.000	14,464.200
	2	落	松浦　大悟（松浦　だいご）	日本維新の会	17,865			
	3	当	冨樫　博之（とがし　博之）	自由民主党	60,387			
	4	落	鈴木　知（鈴木　さとし）	日本共産党	6,875			
第2区	1	比例	福原　淳嗣（福原　じゅんじ）	自由民主党	65,200	140,600	23,433.333	14,060.000
	2	当	緑川　貴士（緑川　たかし）	立憲民主党	70,895			
	3	落	山内　梅良	日本共産党	4,505			
第3区	1	落	藤田　和久（藤田　かずひさ）	日本共産党	4,562	184,328	30,721.333	18,432.800
	2	落	小川　幾代（小川　のりよ）	立憲民主党	22,043			
	3	当	村岡　敏英（村岡　としひで）	国民民主党	83,001			
	4	比例	御法川　信英（みのり川　信英）	自由民主党	74,722			

２６　比例代表における党派別得票数

届出順	党派	得票数	得票率	得票数　計
1	自由民主党	169,066.000	36.57	462,267.976
2	日本共産党	20,738.000	4.49	
3	社会民主党	8,143.000	1.76	
4	国民民主党	64,350.870	13.92	
5	公明党	45,495.000	9.84	
6	日本維新の会	20,441.000	4.42	
7	参政党	7,883.000	1.71	
8	立憲民主党	100,995.106	21.85	
9	れいわ新選組	25,156.000	5.44	

２７　開票区別得票数

（１）小選挙区

第１区

区分／開票区	（A）投票総数 (B)+(C)	内訳 （B）有効投票	内訳 （C）無効投票	内訳 無効投票率 (C)/(A)×100%	1 寺田　学	2 松浦　だいご	3 とがし　博之	4 鈴木　さとし	計	（D）持帰り	（E）不受理	（F）投票者数 (A)+(D)+(E)
秋　田　市	146,752	144,642	2,110	1.44	59,515	17,865	60,387	6,875.000		1		146,753
第　１　区　計	146,752	144,642	2,110	1.44	59,515	17,865	60,387	6,875	144,642	1		146,753

第２区

区分／開票区		（A）投票総数 (B)+(C)	内訳 （B）有効投票	内訳 （C）無効投票	内訳 無効投票率 (C)/(A)×100%	1 福原　じゅんじ	2 緑川　たかし	3 山内　梅良		計	（D）持帰り	（E）不受理	（F）投票者数 (A)+(D)+(E)
能　代　市		24,832	24,410	422	1.70	10,302	13,200	908		24,410			24,832
大　館　市		35,038	34,571	467	1.33	17,606	16,198	767		34,571			35,038
男　鹿　市		12,303	12,022	281	2.28	5,543	5,999	480		12,022			12,303
鹿　角　市		13,328	13,036	292	2.19	6,274	6,441	321		13,036			13,328
潟　上　市		14,594	14,288	306	2.10	5,836	7,891	561		14,288		1	14,595
北秋田市		15,417	15,045	372	2.41	7,128	7,352	565		15,045			15,417
市　　計		115,512	113,372	2,140	1.85	52,689	57,081	3,602		113,372		1	115,513
鹿角郡	小坂町	2,605	2,555	50	1.92	1,112	1,357	86		2,555			2,605
	郡計	2,605	2,555	50	1.92	1,112	1,357	86		2,555			2,605
北秋田郡	上小阿仁村	1,289	1,190	99	7.68	601	557	32		1,190			1,289
	郡計	1,289	1,190	99	7.68	601	557	32		1,190			1,289
山本郡	藤里町	1,726	1,705	21	1.22	858	806	41		1,705			1,726
	三種町	7,562	7,407	155	2.05	3,417	3,714	276		7,407			7,562
	八峰町	3,336	3,270	66	1.98	1,585	1,574	111		3,270			3,336
	郡計	12,624	12,382	242	1.92	5,860	6,094	428		12,382			12,624
南秋田郡	五城目町	4,367	4,288	79	1.81	1,877	2,283	128		4,288			4,367
	八郎潟町	2,912	2,840	72	2.47	1,165	1,564	111		2,840			2,912
	井川町	2,371	2,322	49	2.07	1,103	1,149	70		2,322			2,371
	大潟村	1,676	1,651	25	1.49	793	810	48		1,651			1,676
	郡計	11,326	11,101	225	1.99	4,938	5,806	357		11,101			11,326
第　２　区　計		143,356	140,600	2,756	1.92	65,200	70,895	4,505		140,600		1	143,357

第３区

区分／開票区		（A）投票総数 (B)+(C)	内訳 （B）有効投票	内訳 （C）無効投票	内訳 無効投票率 (C)/(A)×100%	1 藤田　かずひさ	2 小川　のりよ	3 村岡　としひで	4 みのり川　信英	計	（D）持帰り	（E）不受理	（F）投票者数 (A)+(D)+(E)
横　手　市		43,142	42,343	799	1.85	1,036	5,666	19,297	16,344	42,343			43,142
湯　沢　市		21,497	21,140	357	1.66	571	2,210	8,929	9,430	21,140			21,497
由利本荘市		38,462	37,842	620	1.61	582	5,541	24,543	7,176	37,842			38,462
大　仙　市		40,372	39,941	431	1.07	1,222	3,626	11,478	23,615	39,941			40,372
にかほ市		12,300	12,081	219	1.78	228	1,744	7,308	2,801	12,081			12,300
仙　北　市		13,078	12,816	262	2.00	321	1,415	4,044	7,036	12,816	3		13,081
市　　計		168,851	166,163	2,688	1.59	3,960	20,202	75,599	66,402	166,163	3		168,854
仙北郡	美郷町	9,808	9,665	143	1.46	306	966	3,360	5,033	9,665			9,808
	郡計	9,808	9,665	143	1.46	306	966	3,360	5,033	9,665			9,808
雄勝郡	羽後町	7,181	7,078	103	1.43	241	758	3,504	2,575	7,078			7,181
	東成瀬村	1,455	1,422	33	2.27	55	117	538	712	1,422			1,455
	郡計	8,636	8,500	136	1.57	296	875	4,042	3,287	8,500			8,636
第　３　区　計		187,295	184,328	2,967	1.58	4,562	22,043	83,001	74,722	184,328	3		187,298

（２）比例代表

区分 / 開票区		(A) 投票総数 (B)＋(C)	内訳 (B) 有効投票 (D)+(E)+(F)	(C) 無効投票	無効投票率 (C)/(A)×100%	1 自由民主党	2 日本共産党	3 社会民主党	4 国民民主党	5 公明党	6 日本維新の会	7 参政党	8 立憲民主党	9 れいわ新選組	(D) 合計 (得票総数)	(E) 按分の際切り捨てた票数	(F) いずれの政党等にも属しない票数	(G) 持帰り	(H) 不受理	(I) 投票者数 (A)+(G)+(H)
秋田市		146,743.000	142,502	4,241	2.89	48,472.000	8,033.000	2,561.000	14,772.206	11,961.000	10,036.000	2,768.000	35,653.793	8,245.000	142,501.999	0.0010	0	2	0	146,745.000
能代市		24,829.000	24,008	821	3.31	8,957.000	1,166.000	432.000	1,821.375	2,533.000	909.000	432.000	6,356.624	1,401.000	24,007.999	0.0010	0	1	0	24,830.000
横手市		43,141.000	41,666	1,475	3.42	14,846.000	1,523.000	579.000	8,773.135	3,584.000	1,329.000	726.000	7,988.864	2,317.000	41,665.999	0.0010	0	0	0	43,141.000
大館市		35,036.000	33,837	1,199	3.42	13,263.000	1,394.000	798.000	2,393.618	3,208.000	1,062.000	576.000	9,465.381	1,677.000	33,836.999	0.0010	0	0	0	35,036.000
男鹿市		12,303.000	11,936	367	2.98	4,742.000	629.000	177.000	849.665	1,500.000	487.000	199.000	2,796.334	556.000	11,935.999	0.0010	0	0	0	12,303.000
湯沢市		21,493.000	20,700	793	3.69	8,166.000	851.000	377.000	3,994.734	2,114.000	611.000	305.000	3,230.265	1,051.000	20,699.999	0.0010	0	0	0	21,493.000
鹿角市		13,328.000	12,960	368	2.76	5,151.000	414.000	246.000	907.465	1,478.000	479.000	228.000	3,324.534	732.000	12,959.999	0.0010	0	0	0	13,328.000
由利本荘市		38,461.000	37,065	1,396	3.63	11,526.000	952.000	436.000	11,972.128	2,992.000	1,110.000	497.000	5,682.871	1,897.000	37,064.999	0.0010	0	0	0	38,461.000
潟上市		14,594.000	14,229	365	2.50	5,067.000	678.000	193.000	1,204.280	1,794.000	584.000	269.000	3,466.719	973.000	14,228.999	0.0010	0	0	1	14,595.000
大仙市		40,364.000	39,429	935	2.32	16,646.000	1,380.000	794.000	6,138.057	4,306.000	1,237.000	591.000	6,212.942	2,124.000	39,428.999	0.0010	0	3	0	40,367.000
北秋田市		15,410.000	14,517	893	5.79	5,675.000	826.000	272.000	795.954	1,958.000	422.000	205.000	3,735.045	628.000	14,516.999	0.0010	0	0	0	15,410.000
にかほ市		12,300.000	11,968	332	2.70	3,912.000	381.000	182.000	3,155.145	1,240.000	400.000	175.000	1,892.854	630.000	11,967.999	0.0010	0	0	0	12,300.000
仙北市		13,077.000	12,666	411	3.14	5,312.000	457.000	262.000	1,986.000	1,345.000	388.000	192.000	2,052.000	672.000	12,666.000	0.0000	0	3	0	13,080.000
市計		431,079.000	417,483	13,596	3.15	151,735.000	18,684.000	7,309.000	58,763.762	40,013.000	19,054.000	7,163.000	91,858.226	22,903.000	417,482.988	0.0120	0	9	1	431,089.000
鹿角郡	小坂町	2,605.000	2,502	103	3.95	904.000	117.000	43.000	158.260	313.000	67.000	30.000	737.739	132.000	2,501.999	0.0010	0	0	0	2,605.000
	郡計	2,605.000	2,502	103	3.95	904.000	117.000	43.000	158.260	313.000	67.000	30.000	737.739	132.000	2,501.999	0.0010	0	0	0	2,605.000
北秋田郡	上小阿仁村	1,289.000	1,160	129	10.01	467.000	33.000	23.000	73.717	188.000	37.000	14.000	259.282	65.000	1,159.999	0.0010	0	0	0	1,289.000
	郡計	1,289.000	1,160	129	10.01	467.000	33.000	23.000	73.717	188.000	37.000	14.000	259.282	65.000	1,159.999	0.0010	0	0	0	1,289.000
山本郡	藤里町	1,726.000	1,662	64	3.71	707.000	67.000	32.000	66.019	230.000	48.000	28.000	414.980	69.000	1,661.999	0.0010	0	0	0	1,726.000
	三種町	7,562.000	7,312	250	3.31	3,231.000	413.000	123.000	657.397	697.000	218.000	90.000	1,524.602	358.000	7,311.999	0.0010	0	0	0	7,562.000
	八峰町	3,336.000	3,190	146	4.38	1,262.000	131.000	56.000	160.431	522.000	92.000	45.000	777.568	144.000	3,189.999	0.0010	0	0	0	3,336.000
	郡計	12,624.000	12,164	460	3.64	5,200.000	611.000	211.000	883.847	1,449.000	358.000	163.000	2,717.150	571.000	12,163.997	0.0030	0	0	0	12,624.000
南秋田郡	五城目町	4,371.000	4,247	124	2.84	1,557.000	187.000	64.000	333.033	625.000	158.000	69.000	1,035.966	218.000	4,246.999	0.0010	0	0	0	4,371.000
	八郎潟町	2,912.000	2,826	86	2.95	1,006.000	128.000	56.000	229.517	328.000	100.000	45.000	783.482	150.000	2,825.999	0.0010	0	0	0	2,912.000
	井川町	2,371.000	2,307	64	2.70	906.000	93.000	29.000	175.579	390.000	71.000	41.000	513.420	88.000	2,306.999	0.0010	0	0	0	2,371.000
	大潟村	1,675.000	1,649	26	1.55	562.000	43.000	10.000	222.824	202.000	73.000	58.000	395.175	83.000	1,648.999	0.0010	0	1	0	1,676.000
	郡計	11,329.000	11,029	300	2.65	4,031.000	451.000	159.000	960.953	1,545.000	402.000	213.000	2,728.043	539.000	11,028.996	0.0040	0	1	0	11,330.000
仙北郡	美郷町	9,808.000	9,546	262	2.67	3,678.000	416.000	275.000	1,621.922	1,122.000	276.000	168.000	1,436.077	553.000	9,545.999	0.0010	0	0	0	9,808.000
	郡計	9,808.000	9,546	262	2.67	3,678.000	416.000	275.000	1,621.922	1,122.000	276.000	168.000	1,436.077	553.000	9,545.999	0.0010	0	0	0	9,808.000
雄勝郡	羽後町	7,180.000	6,972	208	2.90	2,549.000	338.000	109.000	1,665.035	575.000	214.000	115.000	1,091.964	315.000	6,971.999	0.0010	0	0	0	7,180.000
	東成瀬村	1,455.000	1,412	43	2.96	502.000	88.000	14.000	223.374	290.000	33.000	17.000	166.625	78.000	1,411.999	0.0010	0	0	0	1,455.000
	郡計	8,635.000	8,384	251	2.91	3,051.000	426.000	123.000	1,888.409	865.000	247.000	132.000	1,258.589	393.000	8,383.998	0.0020	0	0	0	8,635.000
町村計		46,290.000	44,785	1,505	3.25	17,331.000	2,054.000	834.000	5,587.108	5,482.000	1,387.000	720.000	9,136.880	2,253.000	44,784.988	0.0120	0	1	0	46,291.000
県計		477,369.000	462,268	15,101	3.16	169,066.000	20,738.000	8,143.000	64,350.870	45,495.000	20,441.000	7,883.000	100,995.106	25,156.000	462,267.976	0.0240	0	10	1	477,380.000

２８　当選人（小選挙区）

選挙区	選　挙 年月日	当　選 年月日	当選告示 年 月 日	当選証書 付　与 年 月 日	氏　　名	住　　所	職業	年齢	党派	新・前 ・元別
第１区	令和６年 10月27日	令和６年 10月30日	令和６年 10月30日	令和６年 10月30日	冨　樫　博　之	秋田県秋田市	選挙区支部長	69	自由民主党	前
第２区	令和６年 10月27日	令和６年 10月30日	令和６年 10月30日	令和６年 10月30日	緑　川　貴　士	秋田県大館市	政党役員	39	立憲民主党	前
第３区	令和６年 10月27日	令和６年 10月30日	令和６年 10月30日	令和６年 10月30日	村　岡　敏　英	秋田県由利本荘市	国民民主党 秋田県総支部 連合会代表	64	国民民主党	元

２９　選挙公報

（小選挙区）

候補者数	印刷部数	配布すべき世帯数	印刷から納品までの日数	配布完了日	印刷所名	１部当たりの単価（円）
11	422,100	404,557	1	R6.10.25	（株）秋田魁新報印刷	13.2

（比例代表）

印刷部数	配布すべき世帯数	印刷から納品までの日数	配布完了日	印刷所名	１部当たりの単価（円）
422,100	404,557	1	R6.10.25	（株）秋田魁新報印刷	19.8

３０　個人演説会

（施設数）

	学校	公民館	公会堂	指定施設	計
市	296	157	13	276	742
町村	22	29	2	39	92
計	318	186	15	315	834

（使用数：公営負担）

	学校及び公民館	公会堂	指定施設	計
市	0	1	13	14
町村	0	0	0	0
計	0	1	13	14

３１　新聞広告

（小選挙区：候補者）

新聞名	広告をした候補者数	広告延べ回数	広告料金（１人１回分）（円）
秋田魁新報	11	45	485,760
北羽新報	3	3	100,320
北鹿新聞	3	6	110,000

（小選挙区：候補者届出政党）

新聞名	広告をした政党数	広告料金（１単位当たり）（円）
秋田魁新報	5	240,982

３２　政見放送

テレビ						
放送会社名	申込政党数	局録画		持込み		放送回数
		自社録画		自社に持ち込まれたもの		
		政党数	録画数	政党数	種類数	
ＮＨＫ	5	0	0	5	6	8
秋田テレビ	3	0	0	3	4	5
秋田朝日放送	5	0	0	5	5	3

ラジオ						
放送会社名	申込政党数	局録音		持込み		放送回数
		政党数	録音数	政党数	種類数	
ＮＨＫ	5	5	6	0	0	5
秋田放送	5	5	7	0	0	5

３３　選挙運動用自動車

	契約をした候補者数	延べ使用日数	契約金額の総額（円）	限度額の総額（円）	請求額の総額（円）
一般運送契約	1	12	774,000	774,000	774,000
その他の契約によるもの					
(1) 自動車の借入	6	72	1,158,000	1,137,600	1,158,000
(2) 燃料の供給	5	－	460,784	168,745	168,745
(3) 運転手の雇用	7	84	1,080,000	1,050,000	1,050,000
合計			3,472,784	3,130,345	3,150,745

３４　選挙運動用通常葉書

作成した候補者数	作成枚数	契約金の総額（円）	限度額の総額（円）	請求額の総額（円）	平均単価（円）
8	280,000	2,366,350	2,226,000	2,222,850	8.46

３５　選挙運動用ビラ

１種類のみ		２種類		契約金の総額（円）	限度額の総額（円）	請求額の総額（円）	平均単価（円）
候補者	枚数	候補者	枚数				
7	490,000	1	70,000	3,934,700	3,925,600	3,908,100	7.03

３６　選挙事務所の立札及び看板の類

作成した候補者数	作成枚数	契約金の総額（円）	限度額の総額（円）	請求額の総額（円）	平均単価（円）
8	24	1,389,578	1,358,712	1,350,417	57,900

３７　選挙運動用自動車・船舶に取り付ける立札及び看板の類

作成した候補者数	作成枚数	契約金の総額（円）	限度額の総額（円）	請求額の総額（円）	平均単価（円）
8	32	1,715,412	1,715,232	1,709,816	53,607

３８　個人演説会場の立札及び看板の類

作成した候補者数	作成枚数	契約金の総額（円）	限度額の総額（円）	請求額の総額（円）	平均単価（円）
7	35	1,425,040	1,433,390	1,425,040	40,716

３９　選挙運動用ポスター

（１）作成した候補者数等

作成した候補者数	契約金の総額（円）	限度額の総額（円）	請求額の総額（円）
8	8,654,006	8,563,860	8,493,236

（２）小選挙区別単価等

小選挙区	１区	２区	３区	計
ポスター掲示場数	569	1,590	1,935	4,094
基準単価（円）	1,035	389	325	－

４０　選挙運動に関する支出金額の制限額

	候補者１人当たりの制限額（円）
第１区	22,934,400
第２区	22,767,200
第３区	23,667,800

３　最高裁判所裁判官国民審査

４１　審査に付される裁判官の氏名、任命年月日

告示の順序	氏名	最高裁判所裁判官に任命された年月日
1	尾島（おじま）　明（あきら）	令和4年7月5日
2	宮川（みやがわ）　美津子（みつこ）	令和5年11月6日
3	今崎（いまさき）　幸彦（ゆきひこ）	令和4年6月24日
4	平木（ひらき）　正洋（まさひろ）	令和6年8月16日
5	石兼（いしかね）　公博（きみひろ）	令和6年4月17日
6	中村（なかむら）　慎（まこと）	令和6年9月11日

４２　投票結果

男女別	当日有権者数（人）	投票者数（人）	棄権者数（人）	投票率（%）
男	376,967	228,223	148,744	60.54
女	426,188	248,753	177,435	58.37
計	803,155	476,976	326,179	59.39

４３　開票結果

投票総数	有効投票数			無効投票数	無効投票率（%）
	総数	法第22条第2項の規定の適用を受けたもの	令第9条第2項の規定の適用を受けたもの		
476,887	462,191	0	0	14,696	3.08

無効投票数	点字投票以外の投票				点字投票					
	所定の用紙を用いないもの	×の記号以外の事項を記載したもの	全員について記載無効	計	所定の用紙を用いないもの	氏名のほか、他事を記載したもの	氏名以外の事項のみを記載したもの	氏名を自署しないもの	何人を記載したかを確認し難いもの	計
14,696	0	14,695	0	14,695	0	0	1	0	0	1

市町村別の開票結果

市町村名	投票総数	有効投票	無効投票		1　尾島　明		2　宮川　美津子		3　今崎　幸彦	
		総数	無効投票数	無効投票率(%)	罷免を可	罷免不可	罷免を可	罷免不可	罷免を可	罷免不可
秋田市	146,524	140,648	5,876	4.01	12,726	127,922	12,252	128,396	12,940	127,708
能代市	24,788	24,262	526	2.12	1,510	22,752	1,466	22,796	1,522	22,740
横手市	43,131	41,738	1,393	3.23	2,476	39,262	2,341	39,397	2,444	39,294
大館市	34,993	33,667	1,326	3.79	2,479	31,188	2,317	31,350	2,396	31,271
男鹿市	12,280	11,487	793	6.46	441	11,046	416	11,071	449	11,038
湯沢市	21,479	20,727	752	3.50	1,449	19,278	1,348	19,379	1,400	19,327
鹿角市	13,322	13,087	235	1.76	668	12,419	651	12,436	675	12,412
由利本荘市	38,429	37,516	913	2.38	2,179	35,337	2,032	35,484	2,124	35,392
潟上市	14,589	14,262	327	2.24	793	13,469	819	13,443	807	13,455
大仙市	40,339	39,802	537	1.33	2,225	37,577	2,122	37,680	2,247	37,555
北秋田市	15,401	14,685	716	4.65	1,001	13,684	951	13,734	976	13,709
にかほ市	12,295	12,184	111	0.90	548	11,636	532	11,652	567	11,617
仙北市	13,060	12,800	260	1.99	737	12,063	681	12,119	726	12,074
市計	430,630	416,865	13,765	3.20	29,232	387,633	27,928	388,937	29,273	387,592
鹿角郡										
小坂町	2,605	2,556	49	1.88	145	2,411	144	2,412	139	2,417
郡計	2,605	2,556	49	1.88	145	2,411	144	2,412	139	2,417
北秋田郡										
上小阿仁村	1,284	1,243	41	3.19	53	1,190	42	1,201	47	1,196
郡計	1,284	1,243	41	3.19	53	1,190	42	1,201	47	1,196
山本郡										
藤里町	1,726	1,665	61	3.53	79	1,586	69	1,596	68	1,597
三種町	7,561	7,443	118	1.56	326	7,117	301	7,142	326	7,117
八峰町	3,335	3,279	56	1.68	156	3,123	146	3,133	150	3,129
郡計	12,622	12,387	235	1.86	561	11,826	516	11,871	544	11,843
南秋田郡										
五城目町	4,364	4,291	73	1.67	193	4,098	189	4,102	195	4,096
八郎潟町	2,905	2,829	76	2.62	186	2,643	184	2,645	182	2,647
井川町	2,370	2,314	56	2.36	101	2,213	103	2,211	101	2,213
大潟村	1,675	1,653	22	1.31	125	1,528	107	1,546	131	1,522
郡計	11,314	11,087	227	2.01	605	10,482	583	10,504	609	10,478
仙北郡										
美郷町	9,804	9,622	182	1.86	553	9,069	525	9,097	554	9,068
郡計	9,804	9,622	182	1.86	553	9,069	525	9,097	554	9,068
雄勝郡										
羽後町	7,173	6,998	175	2.44	408	6,590	375	6,623	409	6,589
東成瀬村	1,455	1,433	22	1.51	59	1,374	61	1,372	60	1,373
郡計	8,628	8,431	197	2.28	467	7,964	436	7,995	469	7,962
県計	476,887	462,191	14,696	3.08	31,616	430,575	30,174	432,017	31,635	430,556

市町村名	4　平木　正洋		5　石兼　公博		6　中村　愼		持ち帰り	不受理	投票者数（人）
	罷免を可	罷免不可	罷免を可	罷免不可	罷免を可	罷免不可			
秋田市	11,620	129,028	11,666	128,982	11,444	129,204	58	0	146,582
能代市	1,357	22,905	1,377	22,885	1,323	22,939	14	0	24,802
横手市	2,160	39,578	2,203	39,535	2,100	39,638	1	0	43,132
大館市	2,133	31,534	2,166	31,501	2,129	31,538	4	0	34,997
男鹿市	373	11,114	359	11,128	354	11,133	0	0	12,280
湯沢市	1,229	19,498	1,247	19,480	1,186	19,541	0	0	21,479
鹿角市	577	12,510	584	12,503	595	12,492	0	0	13,322
由利本荘市	1,960	35,556	1,961	35,555	1,932	35,584	0	0	38,429
潟上市	894	13,368	859	13,403	882	13,380	2	1	14,592
大仙市	1,986	37,816	1,980	37,822	1,931	37,871	0	0	40,339
北秋田市	881	13,804	866	13,819	855	13,830	3	0	15,404
にかほ市	495	11,689	497	11,687	483	11,701	0	0	12,295
仙北市	632	12,168	629	12,171	613	12,187	3	0	13,063
市計	26,297	390,568	26,394	390,471	25,827	391,038	85	1	430,716
鹿角郡									
小坂町	131	2,425	132	2,424	128	2,428	0	0	2,605
郡計	131	2,425	132	2,424	128	2,428	0	0	2,605
北秋田郡									
上小阿仁村	39	1,204	36	1,207	36	1,207	0	0	1,284
郡計	39	1,204	36	1,207	36	1,207	0	0	1,284
山本郡									
藤里町	66	1,599	64	1,601	63	1,602	0	0	1,726
三種町	292	7,151	284	7,159	280	7,163	0	0	7,561
八峰町	137	3,142	140	3,139	133	3,146	0	0	3,335
郡計	495	11,892	488	11,899	476	11,911	0	0	12,622
南秋田郡									
五城目町	181	4,110	183	4,108	176	4,115	2	0	4,366
八郎潟町	173	2,656	169	2,660	166	2,663	0	0	2,905
井川町	89	2,225	92	2,222	91	2,223	0	0	2,370
大潟村	106	1,547	108	1,545	105	1,548	0	0	1,675
郡計	549	10,538	552	10,535	538	10,549	2	0	11,316
仙北郡									
美郷町	481	9,141	477	9,145	461	9,161	0	0	9,804
郡計	481	9,141	477	9,145	461	9,161	0	0	9,804
雄勝郡									
羽後町	373	6,625	368	6,630	352	6,646	1	0	7,174
東成瀬村	63	1,370	57	1,376	58	1,375	0	0	1,455
郡計	436	7,995	425	8,006	410	8,021	1	0	8,629
県計	28,428	433,763	28,504	433,687	27,876	434,315	88	1	476,976

４　明るい選挙の推進

４４　臨時啓発

（１）事業実績

事　　業　　名	事　　業　　内　　容	実 施 時 期
1　テレビＣＭ	テレビＣＭにより投票の呼び掛けを行った。 ・県内民放３局15秒スポットＣＭ２種類（①期日前投票呼び掛け127本、②当日投票呼び掛け30本）	10/16～10/27
2　インターネット広告	検索サイトやＳＮＳ等における動画広告により投票の呼び掛けを行った。 ・Yahoo!（表示7,611,771回）　・YouTube（〃316,171回）　・Facebook・Instagram（〃563,798回）	10/17～10/27
3　看板設置	県庁舎等への看板設置により、投票の呼び掛けを行った。 ・県庁舎（正面玄関上）　・県内各大学・短期大学10校	10/15～10/27
4　街頭広告	街頭の大型ビジョンやデジタルサイネージにより、投票の呼び掛けを行った。 ・秋田銀行店内モニター　・エリアなかいち　・秋田駅前大屋根通り　・秋田空港　・大館能代空港 ・秋田市役所　・秋田駅東西自由連絡通路　・能代厚生医療センター　・にかほっと ・新国道野村交差点　・イオンモール秋田セントラルコート　・秋田駅中央改札	10/17～10/27
5　のぼり旗	市町村及び県地域振興局にのぼり旗を配布・設置依頼し、投票の呼び掛けを行った。 ・市町村263枚　・地域振興局32枚　・県選管５枚	10/15～10/27
6　コンビニレジ画面	コンビニレジ画面に広告を表示し、投票の呼び掛けを行った。 ・ローソン各店舗　　※都道府県選挙管理委員会連合会主催事業	10/15～10/26
7　ラジオＣＭ	ラジオＣＭにより、投票の呼び掛けを行った。 ・県内民放２局15秒スポットＣＭ50本　・FM秋田番組内60秒告知４本	10/16～10/27
8　総務省啓発物資	ポスター・リーフレット、点字パンフ、音声ＣＤの配布により、投票の呼び掛け等を行った。 ・ポスター（秋田銀行、北都銀行、イオン、西部秋田店、いとく、タカヤナギ、高等学校等） ・リーフレット（県内各高校３年生　等）	10/15～10/27
9　ＳＮＳ	Facebook、X及びLINE（LINEは秋田県公式）への投稿により、投票の呼びかけを行った。 ・期日前投票の中間状況　・選挙公報や政見放送日時を掲載するウェブサイト紹介　等	10/15～10/27
10　庁内放送等	県庁及び地域振興局の庁内放送等により、投票の呼び掛けを行った。 ・庁内放送　・県庁本庁舎玄関ホールデジタルサイネージ　・県公式ウェブサイトトップページバナー	10/15～10/27
11　選挙公報内広告	選挙公報（小選挙区・比例代表・国民審査）に広告を掲載し、投票の呼び掛けを行った。	10/16～10/27
12　白ばらリボン贈呈	明るい選挙推進協議会会長が立候補者に白バラリボンを贈呈し、きれいな選挙を要請した。	10/15
13　選管委員長談話	公示日及び選挙期日前日に選管委員長談話を発表し、県政記者室に資料提供した。	10/15～10/26

（2）テレビCM


〈CMタイトル〉
第50回衆議院議員総選挙啓発篇
投票日を表示。
10月27日日
ナレーション）
〈BGM
ナレーションに合わせて
秋田犬が飛び跳ね
文字の色が変わる。
飛び跳ねた軌道に合わせて
色が塗られていく。
下部をめいすいくんが
飛んでいく。
10月27日日
10月27日は
日付が上に上がり
選挙名が現れる。
下部を秋田犬が跳ねていく。
10月27日日
第50回衆議院議員総選挙
衆議院議員総選挙！
ナレーションに合わせて
秋田犬が飛び跳ね
数字を押し上げる。
文字の色が変わる。
期日前・不在者投票は
10月16日水▶26日土
期日前・不在者投票は
10月26日まで
飛び跳ねた
秋田犬とめいすいくんが
投票用紙を持って
投票箱へ歩いていく。
秋田のために行くぞー
ワン！
投票
秋田のために行くぞー
ワン！
すべての情報
10月27日日
第50回衆議院議員総選挙
期日前・不在者投票は10月16日水▶26日土
いざ！
衆議院議員総選挙へ！

（３）選挙公報用広告


あなたの一票を
秋田のために。
秋田のために
行くぞ～
せんきょ
ワン！
投票
10月27日日
第50回 衆議院議員総選挙
第26回 最高裁判所裁判官国民審査
期日前・不在者投票は10月26日土まで
秋田県選挙管理委員会・秋田県明るい選挙推進協議会

（４）街頭啓発（デジタルサイネージ）

①　イオンモール秋田



② 秋田駅開札上



③ 秋田空港



附録：選挙公報及び審査公報

衆議院小選挙区
選出議員選挙
（秋田県第１区）

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会



日本共産党 鈴木さとし

米どころ、穀倉地帯に根はめがかかず、暮らしと生業に自信がもてなくなっています。

一方で、自民党政治は裏金事件を繰り返し、国民には消費税をおしつけ、大企業には大幅の減税、軍需産業と企業・自衛隊の一体強化、相続ぐるみの犯罪とも言うべき裏金づくりを許してきました。

日本共産党は、その政治をもとから変え、政治をなくし、誰もが未来に希望をもてるよう、全力をつくします。

暮らしや地域の声を聞きたい、一緒につくり上げるために力を尽くします。

●プロフィール

1978年 秋田市生まれ
1995年 県立大曲工業高校卒業
1998年 日本共産青年同盟中央委員会
2007年 秋田県議会議員選挙（初当選）
2009年 衆議院議員選挙秋田1区（比例復活）
2011年 秋田市議会議員選挙（当選）
2022年 日本共産党秋田県委員長（現）

事務所所在地／秋田市中通5-1-18
TEL 018-833-0101 FAX 835-6405

裏金自民党政治を終わらせましょう
大軍拡よりも暮らし最優先の政治へ!!

1 裏金政治の大そうじ
- 企業献金、政党助成金を受け取らず企業・団体献金のトリコンを必ず実現する日本共産党の議席で！

2 国民のくらし最優先の政治にチェンジ
- 中小企業への徹底支援で、最低賃金を時給1500円に。
- 消費税は減税に向けて、まずは5%に。インボイスは廃止。
- 「自由な競争」をやめる。
- 年金改悪を許さない。介護保険の国の負担をふやす。
- 高齢者の医療費負担増ストップ。
- 学費値上げストップ、ゼロをめざしすぐ半額に。
- 消費税10%のもと、まずは5%に減税。
- 農業自給率を、まずは50%に。価格保障と所得補償を。

Change 裏金政治

3 憲法9条を生かした平和外交を推進
- 憲法9条に基づく外交ストップ
- 軍事ブロック（NATO・核兵器禁止条約）

4 石炭火力も原発もゼロに
- 省エネ・再エネの大幅な引き上げで2035年までに石炭火力ゼロ、2030年までに原発ゼロ。
- 農業漁業復興対策、石炭火力はゼロ50年までに停止。

5 ジェンダー平等の流れに逆行
- 選択的夫婦別姓を法律に実現。
- 性自認の多様な在り方を尊重。

イージス・アショアの配備計画を撤回させたように声をあげれば政治は動きます。変えられます。

比例東北ブロック●秋田県出身の高橋ちづ子さんをこんどもぜひ国会へ

「こんどは共産党へ」とご支持を広げてください。

比例代表は
日本共産党
とお書きください（個人名は無効です）



寺田学

政治を大きく前に進める

✓地方の、秋田の成長こそ大事

秋田の力を活かす	減税により内需を活性化	公平・公正な市場を作る
秋田県内各地域の資源と産業を活かし、官民に強いパイプを持つ私が、秋田の地方再生大臣に就任します。	物価高から人と共に暮らしを守る、大胆な減税と個人消費中心の経済対策を、与党に強く働きかけます。	公正取引委員会の持つ市場の個人機能の強化で、中小・零細企業にとっても合理的に正当な価格決定を確保します。

✓暮らしの安心を保障

安心の年金・医療・介護	セーフティネットの充実	必要な支援を守る
自らして誰も暮らせる持続的な年金制度への改革を進めます。安心な介護の地方で医師・介護職員を確保します。	個人が必要な方の情報を総合的・自動に把握してプッシュ型で支援できる仕組みやシステムを構築します。	病院・介護・福祉の現場で働く人の大幅な賃金向上で職場不足の解消、安全な医療とその確保をしっかりと支えます。

✓成長実現のための若者支援

物価高に負けない手取り増	教育費の負担軽減	みんなに働く喜びを届ける
社会保険料負担を減らすなど大胆な支援に、子ども・若者に正しく手厚く給付の増額で、将来不安を解消します。	高等教育無償化、給与や奨学金返済猶予制度の拡充などで、学ぶ意欲ある若者を支援し、社会の担い手を増やします。	就職氷河期世代、引きこもりなど、多様な働きづらさを抱える若者を支援し、社会の担い手を増やします。

本当に、自民党は変わったのか、本当に、自民党は責任をとったのか。
自らケジメをつけられない自民党に、いまこそ審判でケジメをつけてほしい。
政治に緊張感を、政治に信頼を取り戻すために、政治不信に決着をつけたい。
課題が山積する秋田と日本の未来を切り拓いていく強い政治をつくるために。

政治不信に決着をつける。
そして、政治を大きく前進させる。



www.manabu.jp

寺田学

10月27日（日）

第50回 **衆議院議員総選挙**

第26回 最高裁判所裁判官国民審査

期日前・不在者投票は10月26日（土）まで

秋田県選挙管理委員会・秋田県明るい選挙推進協議会
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 TEL:018-860-1145 秋田県選管

あなたの一票を
秋田のために。



この選挙公報は、くじにより掲載順序を決定し、候補者から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

衆議院小選挙区
選出議員選挙
（秋田県第１区）

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会



古い政治を打ち破れ。



松浦だいごの5重点政策







「政治とカネ」の問題にメス！政治制度改革を進めます。
政治資金パーティーの裏金問題は政治家と国民の信頼です。うやむやに絶対させてはいけない。

食料とエネルギーの安定確保、そして秋田を守る！
コメの生産拡大と電力のベストミックスで、食料とエネルギーを安定確保。再エネを活かした産業誘致で若者の働く場を作ります。



教育の完全無償化はじめ少子化対策で将来の安心を
0歳から大学院卒業まで教育完全無償化など少子化対策を進めます。



社会保障改革で若い世代も高齢者も安心な暮らしを
中長期的な社会保障料の減免で国民の手取りを増やすとともに、「身を切る改革」で改革を進め国民負担を減らします。



誰もが自分らしく輝ける日本へ。
表現の自由を守り、みんながアニメ・マンガを楽しめる環境を。欧米から組入されたLGBT法案ではなく、わが国の歴史文化と調和の取れた法律を一般の性的少数者との対話を通して作っていきます。



日本維新の会
松浦だいご



自民党公認
とがし博之



この選挙公報は、くじにより掲載順序を決定し、候補者から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

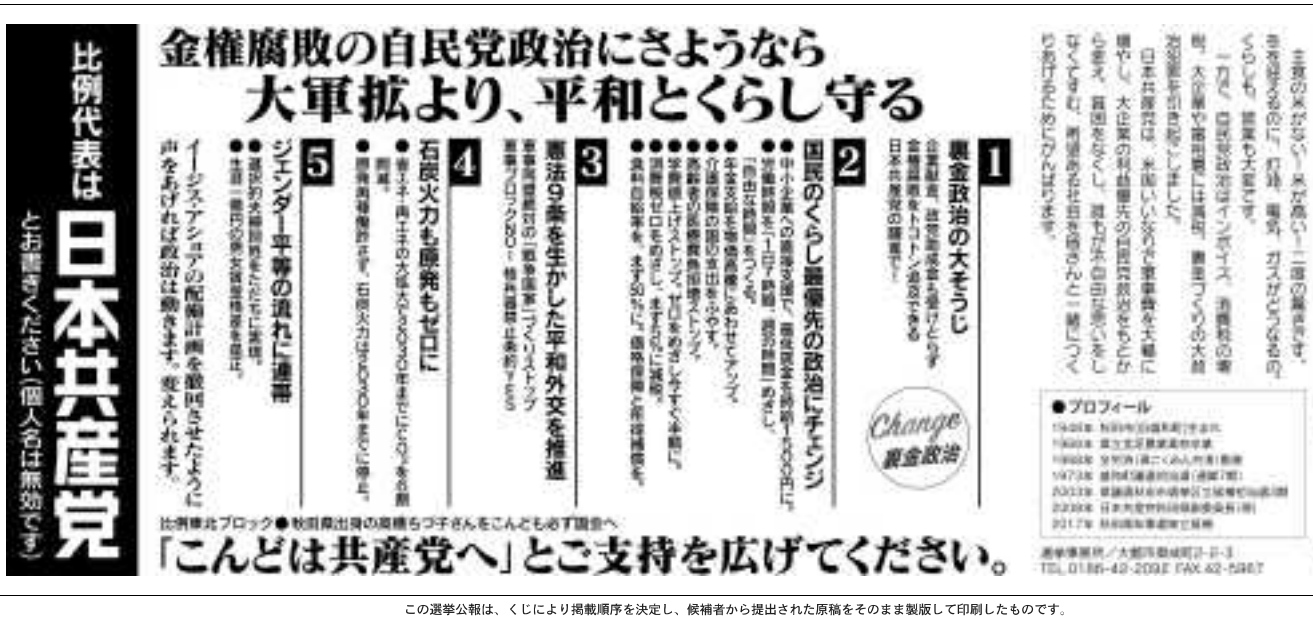
衆議院小選挙区
選出議員選挙
（秋田県第２区）

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会







この選挙公報は、くじにより掲載順序を決定し、候補者から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

衆議院小選挙区
選出議員選挙
（秋田県第２区）

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会

あなたの一票を秋田のために。



10月27日（日）

第50回 衆議院議員総選挙

第26回 最高裁判所裁判官国民審査



期日前・不在者投票は10月26日（土）まで



秋田県選挙管理委員会・秋田県明るい選挙推進協議会

〒010-8570 秋田県秋田市山王3丁目1番1号 TEL:018-860-1145 秋田県選管

この選挙公報は、くじにより掲載順序を決定し、候補者から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

衆議院小選挙区
選出議員選挙
（秋田県第３区）

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会

信頼と実行の政治

http://minorikawa.jp/
facebook みのり川信英 で検索



自民党公認
みのり川
信英

秋田の可能性を「かたち」に！

前回の衆議院選挙から３年の間、国会対策委員長代理や災害対策特別委員長という大役を拝命し、国会の真ん中で来次の本予算・補正予算、また農業・経済・社会保障・防衛など国民生活に関わる法律の制定・改正を実現することができました。

特に秋田においては、農業農村整備や中山間地域への支援、所得安定対策などにより農業で働く皆様を後押ししてきました。

県や市町村の皆様とも連携して、頻発化・激甚化する豪雨・豪雪災害からの復旧復興、また、河川・ダム・道路などの整備改修により命と暮らしを守るための施策も着実に進めることができました。

各種の政策を推進していくためには、今は何よりも政治への信頼を回復させることが必要です。頼られる政治により、安全に安心して暮らせる希望あふれる秋田を引き続き全力で創っていく決意を新たにしています。

皆様の力強い一票を私に投じていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

逆風であっても、ぶれない政治家として貫いてまいります

御法川信英

1.農林水産業
～今こそ、土に立ち、土に生き、土を喜る政治を～
・「農業基本法」に規定された、「水の高度的な価格形成」を実現し、先行きの見通せる持続可能な農業を確立します
・現場の声を大切にし、農地の集積・集約化、スマート農業の普及、６次産業化、生産・流通コスト削減などを進め、付加価値向上・生産性向上により魅力あふれる産業に創造させていきます。また、経営費無償化を進め、学校給食への国産品・県産品の利用促進を図ります

2.経済・地方創生
～秋田の潜在力を引き出す～
・賃上げの流れを確かなものとするとともに、物価高騰等などには機動的に対策を講じていきます
・洋上風力、地熱、太陽光、バイオマス・水素など「新エネルギー県・秋田」の潜在力を生かし、脱炭素社会やデジタル社会などに関わる新産業への投資を呼び込み、経済活性化を図ります

3.社会保障
～子どもから高齢者まで安心を～
・国民皆保険、国民年金の堅持はもちろん、医療・介護制度を充実させるとともに、障害のある方が自立して暮らせるシステムを構築し、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めます
・待機児童の解消、教育に要する負担軽減、女性活躍政策、働き方改革などを進め、安心して子どもを産み育てられるようライフステージに応じた働きやすい環境を整備します

4.安心安全
～国民の命を守る～
・命と暮らしを守るインフラ整備・更新、事前防災を進め、防災・減災・国土強靭化により美しいふるさとを守ります



小川のりよ

立憲民主党

政権交代が当たり前の日本へ。



石破首相は、就任直後に「ルールを守る国民党」「裏金事件に厳しく臨む」「国民が判断する材料を提供するのは厳しい国会の責任」などと繰り返し発言して期待感を高めましたが、就任になって急の声も変わらないうちに早期解散を決めました。

裏金問題の真相解明と政治資金の透明化・適正化、丁寧な説明がある正論な政治、自民党が国民政党に生まれ変わるといった国民の期待は簡単に裏切られました。

「やっと国会で丁寧な議論ができる態勢が出てきた」という野党の期待も、石破首相がそそくさと国会から逃げ出して裏切られました。

自ら発言してきたこと、国民と約束したことを真摯にひっくり返すことに罪悪を感じないことが自民党の政治であるなら、誰が総裁になろうと自民党は変わることができません。

政権交代が当たり前の日本へ。
みんなで築いていく新しい未来のために、政治を変えましょう。

小川のりよの３つの柱

未来は、みんなでつくる

1.古い政治と決別し、まっとうな政治へ
■ 連座制の導入、政治資金監査に係る罰則強化
■ 被選挙権の年齢引き下げ、クォータ制、当選回数の制限、年齢制限の導入



2.一部の富よりみんなの幸せ
■ 同性婚や事実婚夫婦別姓制度の早期導入
■ 賃金アップと男女の賃金格差是正
■ 望まぬ非正規雇用の正規雇用への転換
■ 賃金水準の引き上げ分を販売・受注価格へ転嫁できる環境整備
■ 人的投資、設備投資、研究開発等への支援



3.がんばるあなたを一人にしない
■ 保育、教育、医療、介護、看護などの従事者の処遇改善
■ 全世代型社会保障制度の確立
■ 農家の戸別所得補償制度の実施
■ 地場産品の生産性向上と食糧自給率の向上



10月27日（日）

第50回 衆議院議員総選挙

第26回 最高裁判所裁判官国民審査

期日前・不在者投票は10月26日（土）まで

あなたの一票を
秋田のために。



秋田県選挙管理委員会・秋田県明るい選挙推進協議会
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 TEL:018-860-1145 秋田県選管

この選挙公報は、くじにより掲載順序を決定し、候補者から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

衆議院小選挙区
選出議員選挙
（秋田県第３区）

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会



小選挙区は 村岡としひで
比例代表は 国民民主党
とお書きください。

秋田の声を国会へ



国民民主党

村岡 としひで

村岡としひで Profile

村岡敏英

街頭動画

秋田・日本再起動
重点政策

1. 給料の上がる経済
2. 農林水産業振興
3. 都会・地方の格差解消
4. 子育て・教育政策
5. 医療・介護・年金 政策
6. 総合安全保障

街頭演説
1,177回



政見動画公開中！

村岡としひで選挙事務所
〒010-0875 秋田県秋田市広面字下113-7 TEL:090-33-6426

比例代表は
日本共産党
とお書きください（個人名は無効です）

裏金自民党政治に終止符を打ち、大軍拡よりも暮らし最優先の政治を!!

1 裏金政治の大そうじ
公職選挙法、政治資金規正法を受けとらず企業団体献金をトコトン追及できる日本共産党の議席で！

2 国民のくらし最優先の政治にチェンジ
- 中小企業への直接支援で、最低賃金を全国一律1,500円に。
- 労働時間を「1日7時間、週35時間」めざし、「残業代ゼロ」もうやめる。
- 年金を2千円以上引き上げ、インボイスを廃止。
- 介護職員の賃金を月2万円アップ。
- 高額療養費の負担上限を引き下げる。
- 学費値上げストップ、ゼロをめざしすぐ半額に。
- 医師偏在是正のもと、すべての地域に救急、産科・小児科を。

3 憲法9条を生かした平和外交を推進
- 軍事費は抜本的に削減し「軍事費二つくりストップ」軍事ブロック2023・核兵器禁止条約参加
- 日米安保条約を廃棄し、対等・平等の日米友好条約を。

4 石炭火力も原発もゼロに
- 省エネ・再エネの大幅な拡充で2030年までに石炭火力ゼロ。
- 原発新増設中止、老朽原発は即廃炉。

5 ジェンダー平等の流れに逆行
- 選択的夫婦別姓を法律に実現。
- 性別一般的の差別禁止を明記。

イージス・アショアの配備計画を撤回させたように声をあげれば政治は動きます。変えられます。

Change 裏金政治

比例東北ブロック●秋田県出身の高橋ちづ子さんをこんども必ず国会へ

「こんどは共産党へ」とご支持を広げてください。



日本共産党 藤田かずひさ

裏金事件は国民の厳しい怒りの大合唱です。政治とカネの問題で国民の審判を受けるのは当然です。

自民党政治の根本には、大企業・財界中心の政治があります。

農林業や地場産業つぶし、物価高に苦しむ国民に増税を押しつける大軍拡、すべての政策がだれをまっている財界・大企業をもとから変え、いまこそ国民本位の政治に切り替えます。

日本共産党は裏金をなくし、暮らしを最優先の政治にかえるために力をつくします。

●プロフィール
1960年 大分県生まれ
1983年 東京大学工学部卒業
1987年 民青同盟大阪府委員長
2003年 大阪府議会議員
2005年 大阪府議会議員（比例）当選3期
2010年 党国会議員団事務局次長
2012年 日本共産党中央委員会（現）
2023年 党国会議員団副団長

選挙事務所／大仙市大曲九子町2-5
TEL 0187-62-4051 FAX 62-1348

10月27日（日）

第50回 衆議院議員総選挙

第26回 最高裁判所裁判官国民審査

期日前・不在者投票は10月26日（土）まで

あなたの一票を
秋田のために。



秋田県選挙管理委員会・秋田県明るい選挙推進協議会
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 TEL:018-860-1145 秋田県選管

この選挙公報は、くじにより掲載順序を決定し、候補者から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

衆議院比例代表
選出議員選挙

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会

裏金 物価高 大軍拡

「自民党政治」変える

政治とカネをはじめ、国民の信頼を裏切り続けてきた自民党政治。
政権交代で、国民のくらしを最優先にする政治へ。
日本共産党は、国民と力をあわせます。

パーティー券含む
企業・団体献金の全面禁止
裏金政治の大そうじを



大企業・大金持ち優遇はもう終わり
国民のくらし最優先にチェンジ

中小企業を直接支援して
最低賃金1500円以上に
●大企業の内部留保への課税強化に踏み出し、1000万円の賃上げで中小企業の賃上げを支援

「自由な時間」拡大へ
賃上げと一体で時短を
1日7時間、週35時間に

人間はただ働くために、食べて、寝るだけの存在ではありません。満員の通勤、長時間の残業ではない、ゆとりある人間らしい生活を。
日本共産党は「ルールある経済」を提案し、ASEANと協力して、東北地域から「東アジア平和圏」を提案しています。

物価高騰にあわせて
年金底上げを
●介護保険の国の負担を増やす
●高齢者の医療費負担増ストップ

学費ゼロをめざし、
今すぐ半額
●国公私立の学費値上げストップ
●入学金廃止、給付中心の奨学金を

消費税ゼロをめざし、
まず5%に
●インボイス廃止

食料自給率
まず50%に
●農林漁業と市民連携で農業を支える

軍事同盟絶対の「戦争国家」づくりストップ
憲法9条いかした平和外交

核兵器禁止条約の署名・批准へ、核兵器廃絶の先頭に
日米軍事同盟絶対の政治を続けていいのでしょうか。
日本共産党は「東アジア平和圏」を提案し、ASEANと協力して、東北地域から「東アジア平和圏」を提案しています。

気候危機打開2030戦略を提案
石炭火力も原発もゼロ
●省エネ・再エネの最大で2030年までにCO2を46%削減
●原発再稼働を許さず、石炭火力は2030年までに廃止

ジェンダー平等のムーブメントに連帯
●選択的夫婦別姓法をただちに実現 ●同性婚を認める

実現へ全力
●福島原発処理水の海洋放出中止
●女川原発の再稼働ストップ

詳しい政策はこちらから
日本共産党 オフィシャルサイト

比例代表は日本共産党とお書きください。
候補者名を書くと無効になります。
日本共産党 略称 共産党

立憲民主党 ウェブサイト▶

政権交代こそ、最大の政治改革。

政権交代であなたのくらしを豊かに
立憲民主党の7つの約束



1 政治改革 政治の信頼回復
●政治資金を徹底的に透明化し、裏金・脱税を許しません。
●金権政治の温床となる企業・団体献金を禁止
●国会議員の政治資金の監視を強化
●税金の使い方を徹底的に透明化、効率化

2 物価高対策 世界いや高騰の直撃、賃金・賃上げを促す
●「人への投資」と最低賃金1500円以上で賃金を底上げ
●中小企業が賃上げしやすい環境を整備
●自然エネルギー、デジタル産業に重点投資

3 外交・安保 安定した外交・安全保障戦略
●日米同盟を基軸とし、アジア太平洋地域との連携強化
●新経済秩序や人権を重視した外交を展開

4 社会保障 超高齢社会に対応した確かな年金・医療・介護・福祉
●給付の絶対保障額を将来
●保育・介護・福祉で働く人の賃金を上げる

5 子育て・教育 未来を育む子育て・教育
●給食費、高校・専門学校・大学生負担軽減
●奨学金の返済を支援

6 地域再生 地方と農林水産業の再興
●新たな産業を生み創業で食料自給率を向上
●地方公務の拡充と、災害に強いまちづくり

7 共生社会 多様性を認め合える温かい絆の社会
●選択的夫婦別姓制度を実現
●ジェンダー平等を着実に推進

立憲民主党 代表 野田佳彦


青森１区 **ますた 世喜男**


青森３区 **岡田 はなこ**


岩手１区 **しなたけし**


岩手２区 **中村 ゆきこ**


岩手３区 **小沢 一郎**


宮城１区 **岡本 あき子**


宮城２区 **鎌田 さゆり**


宮城３区 **柳沢 つよし**


宮城４区 **安住 淳**


秋田１区 **寺田 学**


秋田２区 **緑川 たかし**


秋田３区 **小川 のりよ**


山形１区 **原田 まさひろ**


山形３区 **石黒 さとる**


福島１区 **かねこ 恵美**


福島２区 **げんば 光一郎**


福島３区 **おぐま 慎司**


福島４区 **斎藤 ゆうき**

比例・東北
馬場 ゆうき

東北選挙区名簿登載者
比例代表は立憲民主党

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

（略称：民主党）

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan

この選挙公報は、くじにより掲載順序を決定し、政党その他の団体から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

衆議院比例代表
選出議員選挙

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会

減税 ＋ 社会保険料の軽減 ＋ 家計・子育て支援 で、みんなの手取りを増やす。

手取りを増やす。



代表　玉木雄一郎

減税
- 消費税を5%に減税 ●所得税減税
- 基礎控除等を103万円→178万円に拡大*
- 年少扶養控除を復活

家計支援
- ガソリン代値下げ
- 電気代値下げ

社会保険料の軽減
- 負担能力に応じた窓口負担
- 公費投入等による後期高齢者医療制度に関する現役世代の負担軽減

子ども・子育て支援 若者支援
- 高校までの教育無償化
- 給食費と修学旅行費を無償化
- 所得制限撤廃
- 奨学金返済の負担軽減（教員等は全額免除）

その他にも…
- 年収の壁対策
- 年金の最低保障機能強化
- 就職氷河期対策



青森2区
生活者代表。
課題解決先進県青森へ。
かねはまあきら



秋田3区
秋田の声を国政へ
村岡としひで



山形2区
地域の声を国のチカラに！
きくち大二郎

二枚目（比例区）は、国民民主党とお書きください。

世界に絶望してる？だったら変えよう。れいわと一緒に。

れいわ新選組

1 消費税は廃止！社会保険料を下げる

消費税は、貧困の負担が増大格差の広がる税制です。社会保険料も同じです。廃税をなくし、国のお金で、経済を底上げすることの徹底先。

2 本物の安全保障
～戦争ビジネスには加担しない～

9月に自国でミサイル完成しました。お米の価格が上がるのに、農家は増産、倍増、国民も農家も困るばかりか、私たちにだける国の未来を守る。防衛費や軍備増強で、国民の安定雇用と生命安全を確保する「防衛経済で儲ける」という戦争ビジネスには加担しない。原発も同様と、緊急事態条項などの憲法改正にも反対。

3 親ガチャ？国がやる！
～「子育ては自己責任」終了のお知らせ～

どんな家庭に生まれても、子ども、若者の本気には応える。子ども手当一律1万円・月、子どもの医療費・教育費無償化、奨学金チャラ、残る国が立て替え、全世代の雇用、まともな給料のもとで、安心して子育てできる社会を作る。

4 裏金 ネコババ 許さない

国民から預かった税金をネコババ、裏金化、盗賊を放置する、そんな政治、もう終わりにしよう。れいわの議員を増やし、政治を変えよう。

詳しい政策は、れいわ新選組のホームページでごらんください

比例はれいわと書いてください。

比例東北ブロック名簿登載者

山形2区
にとうべとうま

宮城4区
大林まさひで



れいわ新選組 代表
山本太郎

公明党が推進！

「政治とカネ」の問題は許さない！
- 議員の責任強化のために政治資金収支報告書の"確認書"提出を義務化。会計責任者が処罰された際には議員への歴史的と公民権を停止に、いわゆる連座制を強化
- 第三者機関を設置し、「政策活動費」など政治資金を毎年監査、虚偽の報告が不正を取り締まる。政党以外「政策活動費」を一切も使ったことがない公明党だから、政治改革を断行できる

女性や若者が希望を持てる社会へ！
- 政治分野における女性の参画拡大
- 選択的夫婦別姓制度の導入、同立婚の見直し条項の廃止、女性の健康支援や共生など
- 働き控えしやすい「壁」解消や非正規労働者の待遇改善
- "結婚する・しない"の選択など若者のライフデザインについて相談や支援を行う体制の充実

比例区は公明党（略称：公明）

政策はコチラから

物価高に負けない！日本経済を前へ！
- 電気・ガス料金、ガソリン等の燃料費への支援継続
- 最低賃金を毎年継続的に引き上げ、５年65%に全国平均1500円をめざす
- パートなどの所得税上へ「年収の壁」の解消や、共働者の正社員化を推進
- 各自治体が地域に活用に利用できる「重点支援地方交付金」の拡充などで家計を支援

出産・育児・教育支援の推進！
- 不妊治療の保険適用実現
- 出産育児一時金を50万円に増額
- 児童手当を段階・拡充、今年10月分から支給対象を18歳まで延長し、第3子以降は月3万円に。所得制限の撤廃、支給月を年３回→年６回などを実現
- 給食費等・保育を無償化、私立高校授業料無償化（一部年収制限あり）

希望の未来は、実現できる。



代表 石井啓一

比例区 東北ブロック立候補者



前衆議院議員
農林水産大臣政務官
庄子賢一



弁護士
小野寺泰明

日本をなめるな！

参政党 SANSEITO



参政党公約2024
3つの決意と7つの行動

決意1 奪われる日本の国土と富を取り返す。
- 行動1 積極財政と減税による経済成長で失われた30年に終止符を打つ。
- 行動2 外国資本による日本の買収と過度な移民受け入れに歯止めをかける。

決意2 失われる日本の食と健康を取り返す。
- 行動3 輸入依存から脱却し食料自給への備えを強化。
- 行動4 ワクチン薬害問題を党をあげて追究し、被害救済申請の負担軽減と審査の迅速化。

決意3 壊される日本の教育と国家アイデンティティを取り返す。
- 行動5 日本の国柄と国基を守る国家アイデンティティの確立。
- 行動6 若者が未来の社会を動かす国へ。16歳からの投票権。
- 行動7 自民党の憲法改正案に反対し、国民自らが憲法を創る「創憲」を推進。

比例は参政党（さんせいとう）とお書きください

（略称 参政）

この選挙公報は、くじにより掲載順序を決定し、政党その他の団体から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

衆議院比例代表
選出議員選挙

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会

がんこに平和 くらしが一番

東北選挙区に私がいます。　東北ブロック比例代表名簿登載者



がんこに平和！
世直しを東北から！

伊藤（いとう）　正通（まさみち）

【経歴】
社会民主党秋田県連合幹事長
元秋田県議会議員会派代表
【政策】
消費税ゼロで庶民の生活再建！憲法改悪は断固反対！

◎金権政治一掃！本気の政治改革を。政治資金規正法抜本改正
◎税金はくらしに！軍事費増税NO！消費税3年間ゼロ！内部留保に課税
◎人口半減時代 ― 地域に魅力と力を。若者応援、食料自給率50%へ
◎地震大国に原発はいらない！原発ゼロ・自然エネルギー100%の社会へ
◎ジェンダー平等・多様性社会の実現！核なき世界を実現します。
◎沖縄・日本を再び戦場にさせない！憲法を活かす政治

税金はくらしに 軍拡NO!!
比例区は 社民党

社民党HP



社民党比例 福島みずほ

自由民主党

東北復興・創生

日本を守る。
成長を力に。



自由民主党総裁
石破 茂

東北各県の小選挙区・公認候補者

青森1区 つしま 淳
青森2区 神田 潤一
青森3区 木村 次郎
岩手1区 米内 ひろまさ
岩手2区 すずき 俊一
岩手3区 藤原 たかし
宮城1区 土井 とおる
宮城2区 秋葉 けんや
宮城3区 西村あきひろ
宮城4区 いとう 信太郎
宮城5区 小野寺五典
秋田1区 とがし 博之
秋田2区 福原 じゅんじ
秋田3区 みのり川 信英
山形1区 えんどう 利明
山形2区 すずき のりかず
山形3区 かとう 鮎子
福島1区 亀岡よしたみ
福島2区 根本 拓
福島4区 坂本 竜太郎

東北ブロック
拘束名簿式比例代表・公認候補者

比例代表 江渡 あきのり
比例代表 もりした 千里

比例代表は自民党へ

※この候補者は、小選挙区のみ立候補のため、法令により個人名の掲載ができません。

自民党　www.jimin.jp

衆議院比例代表
選出議員選挙

選挙公報

令和６年10月27日執行
秋田県選挙管理委員会

日本維新の会

古い政治を打ち破れ。

衆議院選挙2024 特設サイトはこちら

将来世代への徹底投資で、新しい時代の政治を創る

東北ブロック比例代表名簿登録者


青森県 第3区
長坂じゅんや


宮城県 第1区
高橋こうじ


宮城県 第2区
早坂あつし


宮城県 第4区
さとうゆういち


宮城県 第5区
さかいつねはる


秋田県 第1区
松浦だいご


代表 馬場伸幸

比例代表は「維新」または「日本維新の会」とお書きください。 小選挙区は候補者名をお書きください。



10月27日日

第50回 衆議院議員総選挙

第26回 最高裁判所裁判官国民審査

期日前・不在者投票は10月26日土まで

秋田県選挙管理委員会・秋田県明るい選挙推進協議会
〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 TEL:018-860-1145
秋田県選管

この選挙公報は、くじにより掲載順序を決定し、政党その他の団体から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。

令和6年 10月27日執行 最高裁判所裁判官国民審査公報

秋田県選挙管理委員会

告示番号：1



最高裁判所判事

尾島 明（おじま あきら）

昭和三年九月二日生

略歴

神奈川県鎌倉市に生まれ、学生学園高校、東京大学法学部、コーネル大学ロースクール（LL.M.）を卒業。

昭和二〇年　弁護士登録、東京地裁、甲府地裁判事補、最高裁調査官、法務省民事局参事官、同民事局長、同刑事局長、法務事務次官、仙台高検検事長、東京高検検事長、最高裁判事（第一小法廷）に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、最高裁上席調査官を経て、東京地裁判事、弁護士、最高裁上席調査官を務める。

二〇年　退官

二〇年　弁護士登録

二〇年　東京高裁判事（第四部）

二〇年　最高裁首席調査官

令和　三年　七月　最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一　令和五年一月二五日　大法廷判決

令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法に違反しない（合憲）旨判決。

二　令和五年三月一四日　第二小法廷判決

自宅で介護していた父の死体をタオルで包んで段ボール箱に入れ、箱の上に置くなどしたが、殺意にもとる（傷害致死）旨の「逆転」に立たらない（合議一致）。

三　令和四年一〇月一九日　大法廷判決

令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態にあったとの意見を付した（多数意見）。

四　令和五年一〇月二五日　大法廷決定

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号の規定は憲法一三条に違反するや（多数意見）。

五　令和五年一月一七日　第一小法廷判決

新聞紙の出版事業の一人が業務上過失致死罪により有罪判決を受けたことを理由に同紙面に対する政党機関紙の折込みを拒否した行為は、独占禁止法一九条（優越的地位の濫用）に該当する（全員一致、意見）。

六　令和五年一二月一八日　第二小法廷判決

国民年金法等による給付を減額する法律は、憲法一四条、二九条に違反しない（全員一致、補足意見付加、意見）。

七　令和三年九月一日　第二小法廷決定

被告人は、生後間もない子を殺害する意思の下に、その子を浴槽に入れ、溺死させたに過ぎず、その者の法的評価にかかわらず、殺意を認めることができる（全員一致、補足意見付加、意見）。

八　令和元年七月一日　大法廷判決

旧優生保護法の下で強制不妊手術を受けた者に対する国家賠償請求権の除斥期間の起算点は、手術の時ではなく、その者が、自己が不妊手術を受けたことを認識した時であるとした（全員一致、意見）。

九　令和元年六月一二日　第一小法廷判決

国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受ける（平成一九年最判四四号による改正前のもの）七二国家賠償法の施行前の公務員の職務行為について、国家賠償法一条一項の適用上違法の評価を受けるとした（全員一致、意見）。

裁判官としての心構え

事件当事者間に利害の対立があり、正に解決について社会的にもコンセンサスがなく、国論が分裂することもあるやに一見いわれる「政治」として出た裁判がなされるものは、「中立」でなければならないものと考えています。

告示番号：2



最高裁判所判事

宮川美津子（みやがわ みつこ）

昭和三五年二月二日生

略歴

愛知県豊橋市に生まれ、豊橋市立東陵小学校、豊橋市立南陵中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五九年　四月　司法研修生

六一年　四月　検事任官、東京地検検事

六三年　六月　ハーバード・ロースクール修了（LL.M.）

六三年　七月　ニューヨーク州弁護士登録

七年　四月　法務省刑事局付

一〇年　七月　法務省刑事局参事官（国際テロ対策担当）

一二年　七月　法務省刑事局参事官（国際組織犯罪対策担当）

一四年　四月　法務省刑事局刑事法制管理官

一七年　四月　東京都立大学法科大学院教授

一九年　二月　法務省刑事局長

二月　日本弁護士連合会刑事法制委員会委員

二〇年　三月　内閣官房副長官補（内政担当）

二五年　三月　内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房内閣人事局人事政策統括官

一七年　六月　ネスレ株式会社社外取締役

一八年　六月　パナソニック株式会社社外監査役

一九年　四月　財務省財務総合政策研究所特別研究官

公益財団法人日本弁護士連合会司法研修所教官

二〇年　三月　公益社団法人日本仲裁人協会理事

二一年　四月　早稲田大学大学院法務研究科教授（現在）

令和　元年　六月　二菱自動車工業株式会社社外取締役

同月　日本郵政株式会社社外取締役

同月　日本郵政株式会社指名委員会委員

二年　七月　一般社団法人日本知的財産仲裁センター理事

三年　一〇月　東京地方裁判所民事調停委員

五年　一一月　最高裁判所判事

裁判官としての心構え

令和六年七月三日　大法廷判決

憲法違反をいう一連の上告理由について、憲法一三条及び一四条一項に違反する、憲法一四条一項の法の下の平等に関する判例違反をいう点は、いずれも実質は単なる法令違反の主張であるとした（全員一致、意見）。

二　令和六年七月三日　大法廷判決

憲法違反をいう一連の上告理由について、憲法一三条及び一四条一項に違反する、憲法一四条一項の法の下の平等に関する判例違反をいう点は、いずれも実質は単なる法令違反の主張であるとした（全員一致、意見）。

裁判官としての心構え

裁判官は、裁判の独立を害する行為を防止するため、積極的に国民に対して説明責任を果たすべきであるとの意見がありますが、裁判官の仕事は、判決書を通じて語るべきであり、裁判官が積極的に説明責任を果たすべきであるとの意見には賛成できません。

告示番号：3



最高裁判所長官

今崎幸彦（いまさき ゆきひこ）

昭和三二年一一月一〇日生

略歴

兵庫県神戸市に生まれ、神戸市立高倉小学校、京都大学法学部を卒業。

昭和五六年　四月　司法修習生

五八年　四月　判事補任官、仙台地裁、静岡地裁浜松支部、東京地裁、東京家裁判事補

平成　七年　五月　司法研修所教官

九年　五月　最高裁調査官

一一年　四月　東京地裁判事

一三年　四月　法務省訟務局参事官

一五年　四月　東京高裁判事（第一四民事部）

二八年　一月　最高裁民事局長

二九年　三月　水戸地裁所長

令和　元年　九月　最高裁民事局長

二年　六月　最高裁民事局長

六年　八月　最高裁判所長官

最高裁判所において関与した主要な裁判

一　令和五年一月一五日　大法廷判決

令和三年一〇月施行の衆議院議員総選挙当時、平成二五年比例定数見直しによる選挙区間の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の較差は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとは認めず、同規定が憲法に違反するに至っているものということはできないとした（多数意見）。

二　令和五年七月一一日　第二小法廷判決

生物学的な性別が男性であり性同一性障害である者の長期の設置なされている国家公務員庁舎の女性トイレの使用に係る国家公務員庁舎の管理権限を有する行政機関の長による行政財産の管理上の措置は、やむを得ない限りの必要最小限度の範囲にとどまるものとはいえず、憲法一四条一項に違反するとした（全員一致、補足意見付加、意見）。

三　令和五年一〇月一八日　大法廷判決

令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、平成二四年比例定数見直しによる選挙区間の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の較差は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとは認めず、同規定が憲法に違反するに至っているものということはできないとした（多数意見）。

四　令和五年一〇月一八日　第二小法廷判決

令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法一四条四項本旨前段八条二項による公営の掲示場の割当てに関する定数の定めは、参議院（選挙区選出）議員の選挙区間における投票価値の較差を相当程度縮小させる結果を生じさせるものであり、憲法一四条一項に違反するとした（全員一致、意見）。

五　令和五年一〇月一八日　大法廷判決

令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法一四条四項本旨前段八条二項による公営の掲示場の割当てに関する定数の定めは、参議院（選挙区選出）議員の選挙区間における投票価値の較差を相当程度縮小させる結果を生じさせるものであり、憲法一四条一項に違反するとした（全員一致、意見）。

六　令和五年一〇月一八日　第二小法廷判決

令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法一四条四項本旨前段八条二項による公営の掲示場の割当てに関する定数の定めは、参議院（選挙区選出）議員の選挙区間における投票価値の較差を相当程度縮小させる結果を生じさせるものであり、憲法一四条一項に違反するとした（全員一致、意見）。

裁判官としての心構え

一　裁判官は、裁判の独立を害する行為を防止するため、積極的に国民に対して説明責任を果たすべきであるとの意見がありますが、裁判官の仕事は、判決書を通じて語るべきであり、裁判官が積極的に説明責任を果たすべきであるとの意見には賛成できません。

二　裁判官は、裁判の独立を害する行為を防止するため、積極的に国民に対して説明責任を果たすべきであるとの意見がありますが、裁判官の仕事は、判決書を通じて語るべきであり、裁判官が積極的に説明責任を果たすべきであるとの意見には賛成できません。



令和６年10月27日執行 最高裁判所裁判官国民審査公報

秋田県選挙管理委員会

告示番号：４



最高裁判所判事

平木正洋（ひらき まさひろ）

昭和三六年四月二日生

略歴

広島県福山市生まれ、その後、岡山県倉敷市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野区の江原小学校、札幌市立啓西小学校、札幌市立南陽中学校、北海道札幌南高等学校、東京大学法学部を卒業。

昭和六〇年　四月　司法修習生

六二年　四月　判事補任官　札幌、東京地裁、外務省出向等を経て、平成一〇年、在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官

平成一一年　百月　最高裁判所調査官、法務省訟務局付検事、東京地裁判事、最高裁判所調査官、最高裁判所判例調査官、最高裁判所裁判官訟務局長、仙台地裁所長を経て

二七年　二月　最高裁判事（第二小法廷）

二〇年　一月　仙台高裁長官

二一年　四月　東京高裁長官

令和　三年一〇月　最高裁判事（第一小法廷）

五年　四月　大阪高裁長官

六年　八月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

最高裁判事としての心構え

最高裁や地裁の裁判官を務めるなかで大切であると思ってきたことが二つあります。一つは、謙虚に同じ事案の持つことに耳を傾け謙虚を傾聴するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、その裁判の書き手は二日間にとどまっていたいと考えています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点から考える力をもって事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろな勉強をしたり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。

これまで、主に下級裁判所の裁判官として、裁判官独立の原則を旨として職務を行ってきました。裁判官は、法律と良心にのみ従い、独立してその職権を行うとされており、どの裁判官の方も常に良心に従って裁判を行っておられ、感銘をしたり、いずれの事件も大変に思い悩んだりしながら裁判をしています。裁判官は裁判では、裁判官と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、判決を導いていくものですが、最終的には一人の裁判官として責任を負うことになります。裁判員裁判においても、裁判員の方々の意見や経験を十分に尊重しながらも、最終的には裁判官として責任を負うことになります。裁判員裁判の目的は、裁判官という法律のプロの専門知識や経験と、裁判員という法律の素人の方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのとおりであると実感できました。

審理の第一日目は緊張のあまり二十年、数々の審理をこなしてきた今でも緊張はなくなりません。裁判員の方々が、人生の貴重な時間を裁判のために割いてくださっていることに感謝の気持ちを忘れないようにしたいと考えています。

告示番号：５



最高裁判所判事

石兼公博（いしかね まさひろ）

昭和三三年一月四日生

略歴

山口県生まれ、ウィーン学校、同志社大学法学部を卒業、

昭和五六年　四月　外務省入省

平成　八年　六月　在フランス日本国大使館一等書記官、特任国際参事官

一〇年　九月　総合科学技術会議専門調査員（科学技術外交担当）

一一年　八月　中近東アフリカ局アフリカ第一課長

一五年　八月　経済協力開発機構日本政府代表部参事官

一六年　八月　在アメリカ合衆国日本国大使館参事官、公使

一九年　九月　国際協力局政策課長、内閣総理大臣秘書官

二〇年　九月　大臣官房総務課長

二一年　七月　大臣官房審議官

二三年　四月　大臣官房審議官

二四年　一月　特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府代表部常駐

二六年　一月　国際協力局長

二七年一〇月　アジア大洋州局長

二八年　六月　領事局長兼内閣審議官

二九年　九月　特命全権大使トルコ国駐箚国際問題担当特命全権大使（中東和平担当）

令和　二年一〇月　特命全権大使（国際協力担当）

六年　四月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和六年七月三日　大法廷判決

優生保護法中のいわゆる優生条項（同法三条一項一号から三号まで、一〇条及び一三条一項、一四条一項に係る部分）は、憲法一三条及び一四条一項に違反し、同優生条項の下で行われた不妊手術に関する国家賠償請求権の除斥期間の起算点を不妊手術が行われた時とする民法七二四条後段の規定は、本件各事件において、不法行為により損害賠償請求権が発生した時から二〇年の経過により消滅したものと一三四条後段の適用を制限することは、著しく正義・公平の理念に反し、同条後段を適用することができず、同主張は採用することができないとした二名裁判官の意見。

最高裁判所としての心構え

裁判の最終的な判断を行う最高裁判所判事の職務を通じて、日本における法の支配の維持、発展に貢献していきたいと考えています。これまで四十年以上にわたり、行政官及び外交官として様々な経験を積むなかで、さまざまな点に謙虚に耳を傾けながら、判断基準の事件に真摯に取り組んでいきたいと思います。

告示番号：６



最高裁判所判事

中村慎（なかむら しん）

昭和三四年九月二日生

略歴

大阪府大阪市生まれ、大阪教育大学附属池田小学校、同志社中学校、同高等学校卒業、同志社大学法学部を卒業、

昭和五六年　四月　司法修習生

六〇年　四月　判事補任官　仙台、東京地裁、最高裁人事局付、判事補在外公館（外務省出向）、在ニューヨーク日本国総領事館領事、最高裁判所調査官、大阪地裁に勤務し、行政事件を担当後、最高裁判所調査官、最高裁総務局付、最高裁判所調査官、東京高裁判事、最高裁総務局第二課長、同第一課長を歴任

平成二四年一二月　東京地裁判事

二五年　九月　最高裁判事（第二小法廷）

平成二六年　九月　水戸地裁所長

令和　元年　九月　最高裁判事（第三小法廷）

令和　四年　六月　東京高裁長官

令和　六年　九月　最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

最高裁判所としての心構え

憲法と法律によって最高裁に与えられた権限と責任は、非常に重いものがあります。最終審としての最高裁の判断の重みとその判断が国民生活や社会経済活動にもたらす影響の大きさに思いを致し、司法、裁判の果たすべき役割を意識して、一件一件の事件に誠実に向き合い、多角的・多面的な視点から考えて議論するよう心掛けていきたいと考えています。

これまで、地方裁判所及び高等裁判所の裁判官として多くの裁判を担当してきました。双方当事者の主張に耳を傾け、証拠調べを丁寧に積み重ねることで、